

国の子ども・子育て会議資料(抜粋)

<H26.3.12 子ども・子育て会議基準検討部会(第16回)>

- 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について・・・ 1
- 公定価格・利用者負担の主な論点について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

<H26.1.15 子ども・子育て会議(第11回)、

子ども・子育て会議基準検討部会(第12回)合同会議>

- 保育の必要性の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

<H25.12.26 子ども・子育て会議(第10回)、

子ども・子育て会議基準検討部会(第11回)合同会議>

- 地域型保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 利用者支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 妊婦健康診査について・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 一時預かり事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 病児保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 延長保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 多様な主体の参入促進事業について・・・・・・・・ 40
- 地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からの
ご意見への対応方針について・・・ 42
- 社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書・ 46
- 確認制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 幼保連携型認定こども園の認可基準について・・・・・・・・ 71

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の改善」について

平成26年3月12日

「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。
(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)
 - 子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
 - ・ 潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で(量の見込み)、
 - ・ これに対応する提供体制を計画的に整備する(確保方策)仕組みとしている。(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定)
 - 「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。
※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。
 - また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」(第2条第2項)としており、「質の改善」に取り組む必要がある。
- ※ 平成26年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

本作業の位置づけ

- 子ども・子育て支援新制度が円滑に実施されるためには、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たって判断材料となる情報を適切に提示することが必要。特に、できる限り早い時期に、最大の判断材料となる公定価格の姿を提示できるようにすることが必要
- 一方、公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、最終的に政府予算案において確定するものである。しかしながら、今般の新制度の実施に向けては、12月の予算編成を待って提示するのでは、適切な判断材料とはならない。
- このため、事業者等の適切な経営判断の材料とすべく、政府において、本年5月頃に公定価格の「仮単価」を提示することとし、その前提となる公定価格に盛り込む事項について、所要の財源を視野に置きつつ検討し、年度内用途の、公定価格の骨格の取りまとめに反映させることとしている。
- この場合、新制度の国会審議を通じて、「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、引き続きその確保に最大限努力することが大前提である。その上で、1兆円超のうち、消費税増収分から充当される0.7兆円程度以外の0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組むものであり、こうした状況を踏まえて事業者等に正確な情報をお示しすることが必要である。
- したがって、今般、公定価格に盛り込む事項としての「質の改善」項目等を事業者等にお示しするに当たっては、「0.7兆円ベース」のものと「1兆円超ベース」のものをそれぞれ整理しお示しすることとする。
- 今後、これらの情報を事業者に提示するに当たり、特に「0.7兆円ベース」の提示においては、
 - ① 税制抜本改革法に則った消費税率の引き上げにより29年度までに確保する予定の0.7兆円程度を前提としたものであるが、更に財源が確保されればその分充実が図られるものであり、引き続き財源確保に最大限努力すること
 - ② 平成27・28年度においては、「消費税率引上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て各年末に決定されるため、平成27年度・28年度の単価は、各年度の予算編成時に決定されるものであること
 を明らかにし、丁寧な説明に努める必要がある。

2

子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善（所要額）（案）

【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算案に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
量的拡充	別紙(P11)参照	4,068億円程度(公費分)	

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の改善（給付等関係）

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度	附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 ※まずは年間2日→年間5日	94億円程度 (38億円程度)	研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の三重徴収の解消 ※担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	休日保育の給付化に伴う措置

3

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%	952億円程度 (571億円程度)	・附帯決議 ・平成26年度予算 (保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) ※まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算 (小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) → 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) ※活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

4

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援(続き)	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) ※補助者の人件費を見直し	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) ※まずは事務経費のみ → 人件費を含む	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) ※幼稚園・認定こども園:まずは週2日 →幼稚園:週5日、認定こども園:週6日	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度	
	栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用) ※まずは嘱託費用 →栄養士(非常勤)に係る費用	73億円程度 (22億円程度)	
	半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

5

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年(※)に1度の受審) ※児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 ※まずは5年に1度(半額補助) →3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	※所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の改善で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 ※質の改善により引き上がる保育単価の減	▲22億円程度 (▲197億円程度)	

6

3. 質の改善（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置 常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	14億円程度 39億円程度	基準
一時預かり事業の充実	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
病児保育の充実	<input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型、病後児対応型) <input type="checkbox"/> ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施 <input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) <input type="checkbox"/> ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	117億円程度 56億円程度	

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) ※まずは3中学校区に1箇所程度 →2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	市町村事業(法定) 平成26年度予算 (利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	市町村住民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 ※まずは生活保護世帯に対する半額の補助 →市町村住民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	市町村事業(法定) 平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

8

4. 質の改善(社会的養護関係)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施 →平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	平成26年度予算 (小規模グループケア 地域小規模児童養護 施設等のか所数の増 33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善:まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

9

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)
 質の改善 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
 (社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) 出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
 (平成29年度とする理由)
 - ・ 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
 - ・ 保育ニーズのピークは平成29年度末
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

10

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育	
①1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
②放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③子育て短期支援事業	4億円
④乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤養育支援訪問事業	12億円
⑥要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等> <幼稚園型(在籍園児分のみ)>	217億円 124億円
⑨病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

11

(参考)子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)
(抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・
税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の
充実を図るため、安定財源の確保に努める。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図
るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含
めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその
確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)抜粋

附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の
量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に
努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特
別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るた
めには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引
上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速
やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成に
おいて、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策
(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定) (抜粋)

5 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月
(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・
保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源と
して、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め
1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書

(平成25年8月6日) (抜粋)

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な
推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。と
りわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な
拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費
税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議され
た0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

(参考) 社会保障制度改革推進本部 議事要旨

(平成26年2月14日) (森少子化対策担当大臣発言部分)

- ・ 急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させて
いくには、少子化対策を総合的かつ着実に実施していくことが
必要。
- ・ 子ども・子育て支援については、質・量の充実を図るための財
源として、消費税率の引き上げによる0.7兆円を含め、1兆円超
程度の確保に努めることとされており、政府として必要な財源
の確保にしっかりと取り組む必要。
- ・ また、社会保障改革プログラム法では、就労、結婚、妊娠、出
産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うこととされ
ており、25年度補正予算では、自治体が行う先駆的な取組を支
援する交付金を盛り込んだ。
- ・ 引き続き、幅広い観点から少子化対策・子育て支援を充実・実
施していく必要があるため、御協力をお願いしたい。

公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年3月12日
(赤字部分が修正部分)

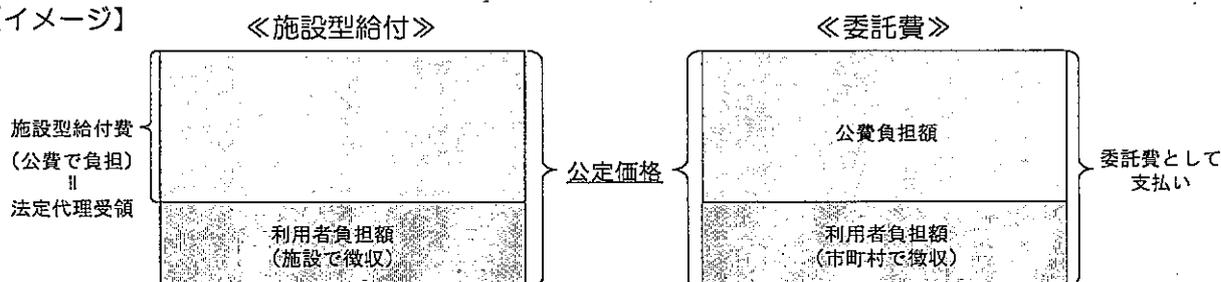
目 次

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要・・・	2	3. 管理費に係る事項について	
○ 公定価格に関する論点について		① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて・・・	62
1. 公定価格の基本的な構造・・・	3	② 第三者評価の費用の取り扱いについて・・・	63
2. 公定価格の個別検討項目について・・・	13	③ 公認会計士等による監査の費用の取り扱いについて	64
I. 共通要素①に関する検討の視点		Ⅲ. 各種加算に関する検討の視点・・・	65
1-1. 認定区分との関係・・・	14	Ⅳ. その他の論点について	
1-2. 年齢との関係・・・	16	1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について	
2. 保育必要量との関係・・・	17	① 施設ごとに求められる職員の配置との関係に ついて・・・	73
3. 地域区分との関係・・・	18	② 子育て支援機能について・・・	75
4. 定員規模との関係・・・	26	③ 事務処理体制について・・・	80
II. 共通要素②に関する検討の視点		2. 地域型保育事業に係る事項について・・・	81
1. 人件費に係る事項について		○ 利用者負担に関する論点について	
① 職員配置について・・・	37	1. 新制度における利用者負担の構造・・・	97
② 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の 評価、キャリアアップについて・・・	45	2. 利用者負担の検討について・・・	97
2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事 項について		I. 利用者負担に関する検討の視点	
① 保育必要量の取り扱いについて・・・	50	1. 所得階層の区分について・・・	98
② 年間を通じた学校教育・保育の提供について・・・	51	2. 所得階層区分の決定方法について・・・	99
③ 給食費の取り扱いについて・・・	52	3. 利用者負担の切り替え時期について・・・	100
④ 障害児の受け入れ促進について・・・	55	4. 多子軽減の取り扱いについて・・・	105
⑤ その他・・・	60	5. 実費徴収・上乗せ徴収の取り扱いについて・・・	107
		6. その他・・・	116

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
（子ども子育て支援法27条、29条等）
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
※この基本構造は委託費も同様。
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】



2

【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

給付等の支給に当たっての必要性認定の基準

認定区分

- ①教育標準時間認定(8歳以上)
- ②保育認定(3歳以上)
- ③保育認定(3歳未満)

保育必要量
(保育標準時間・保育短時間)

認可基準等

施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

- 職員配置基準
- 施設基準
- 施設・事業に求める実施内容等

確認制度

公共による財政支援の対象となることを確認するための基準等

- 利用定員
- 運営基準



公定価格

左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

- ◎共通要素①
 - ・認定区分・年齢別
 - ・保育必要量
 - ・利用定員別
 - ・地域区分別
- ◎共通要素②
 - ・人件費
 - ・事業費
 - ・管理費
- ◎各種加算等
- ◎その他

利用者負担

施設型給付・地域型保育給付
 施設型給付・地域型保育給付の徴収

4

参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き(想定)			4月 消費税8%引き上げ 保育緊急確保事業実施	本格施行(注1) 10月 消費税10%に引き上げ(注2)
基本指針・事業計画	-----	会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討	-----	-----
認可基準(幼保連携型認定こども園)・確認基準	-----	会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準	-----	会議等での検討	-----	認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格・仮単価の提示 意向調査、予算要求	-----
市町村事業	-----	会議等での検討	利用者負担の設定	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)	-----	関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討	保育計画の改定(特定市町村)	保育緊急確保事業の実施
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置	-----	子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

(注1)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注2)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

保育の必要性の認定について

平成26年1月15日
 (赤字下線部が修正部分)

保育の必要性の認定に係る「事由」について (全体像) (これまでの御議論を踏まえた整理案)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
 - ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
 - ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
 - ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
 - ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由(案)

- 以下のいずれかの事由に該当すること
 ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
 - ② 妊娠、出産
 - ③ 保護者の疾病、障害
 - ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間超・292時間以下) 保育短時間 平均200時間/月(212時間以下)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

<「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

①保育の利用者負担

- >保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能
※利用者負担については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して検討することが必要

②保育の受けやすさ

- >保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなることが可能

22

<論点②>「保育短時間」の下限をどのように設定していくか。

【主なご意見】

- ・保育短時間の下限時間をしっかりと定めることが必要。
- ・保育の必要性認定の基準が、保育短時間・保育標準時間と大きな枠で整理されることで利用者に不利益が生じないように、かつ、就労にあっては通勤時間等の実態に即した利用時間の認定とともに、緊急利用の運用が円滑に行われるよう、条例も含めて各種基準の設定を進める必要がある。なお、利用者負担の設定についても、配慮をはかるべきである。
- ・保護者の事由のみならず、子どもの生活の時間を基本に検討していくべきではないか。
- ・現在「月48時間」の就労により「保育に欠ける」としているが、これが変わると保育ニーズが潜在化してしまうことを懸念。
- ・「月64時間」と「月48時間」のいずれにするのか、又は選択制にするのか、市町村の実務と利用者に大きな影響がある。
- ・保育短時間の下限の設定如何によっては、待機児童のカウントに影響が出る。引き続き、慎重に議論してほしい。
- ・例えば、就学にも色々なケースが考えられるが、どの程度が下限となるのか、検討が必要ではないか。
- ・1ヶ月48時間では、例えば1日2時間の一時預かりの利用で支援が足りる場合も保育短時間認定の対象となるが、そのような場合にまで、1日8時間までの保育を同額の保育料で利用できる仕組みを用意することは、国民の理解を得られないのではないか。
- ・就労時間の下限を1ヶ月48時間、64時間とするかについては多様な意見がある。現行に比較して、保育の必要性の認定の幅を狭めて利用できなくなる層が出てくることを考慮して、1ヶ月48時間とする方針は適当ではないか。
- ・地方自治体における取扱いのみを基に1ヶ月48時間とするのは根拠が弱いのではないか。
- ・まずは1ヶ月48時間程度とするのが妥当ではないか。
- ・幼稚園においても、1ヶ月48時間の就労時間をはるかに超える就労に対応した預かり保育を提供しているところが多い。
- ・母親又は父親がパートタイム就労になる場合は多いと考えられることから、案3を支持する。
- ・パートタイム就労の形態は多様であると理解するが、多くの場合、幼稚園の預かり保育で対応できることから案2を支持する。
- ・就労時間の下限に係るサンプル調査によると、就労日数と時間の両方をチェックしている市区町村が約7割なのに、なぜ就労日数を組み合わせた基準としにくいのか。
- ・受け皿の拡大、幼児教育による対応などを勘案すると、一定の柔軟性が必要であり、案2か案3になるのではないかと考える。
- ・下限を設定していない市町村が多いことから、細切れでない保育を提供する観点からも、案1が妥当。
- ・現在の保護者の子育て、就労を取り巻く環境を見ると、できる限り認定可能な範囲を広く取って子どもが育つ環境を提供することが重要。
- ・下限については、これまで慎重な検討が必要とってきており、下限がない市町村が多いことも踏まえ、下限48時間をベースとしつつ、一定の幅を取る形となっている案3を支持したい。
- ・女性の多様な就労形態や子どもの貧困への対応、といった観点から、案3を支持したい。
- ・短時間保育認定の対象者であっても「幼稚園一時預かり事業」の利用ができるとされているが、保護者は、保育を利用できる権利が与えられる以上、保育所を使うのではないか。
- ・一時預かり事業との兼ね合いを考えると、1ヶ月48時間が適当と考えるが、案3の48～64時間までの範囲とする方向で問題ない。
- ・1ヶ月48時間とするのが適当であると考えている。運用の結果、見直ししていくことも必要。
- ・現状を踏まえると案3が妥当。

35

【対応方針(案)】

〔保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方〕

- 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。(P14参照)
- 保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定してはどうか。具体的には、フルタイム就労者は
 - ・1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
 - ・1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定してはどうか。
- その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、案3として、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本としてはどうか。

<案1>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

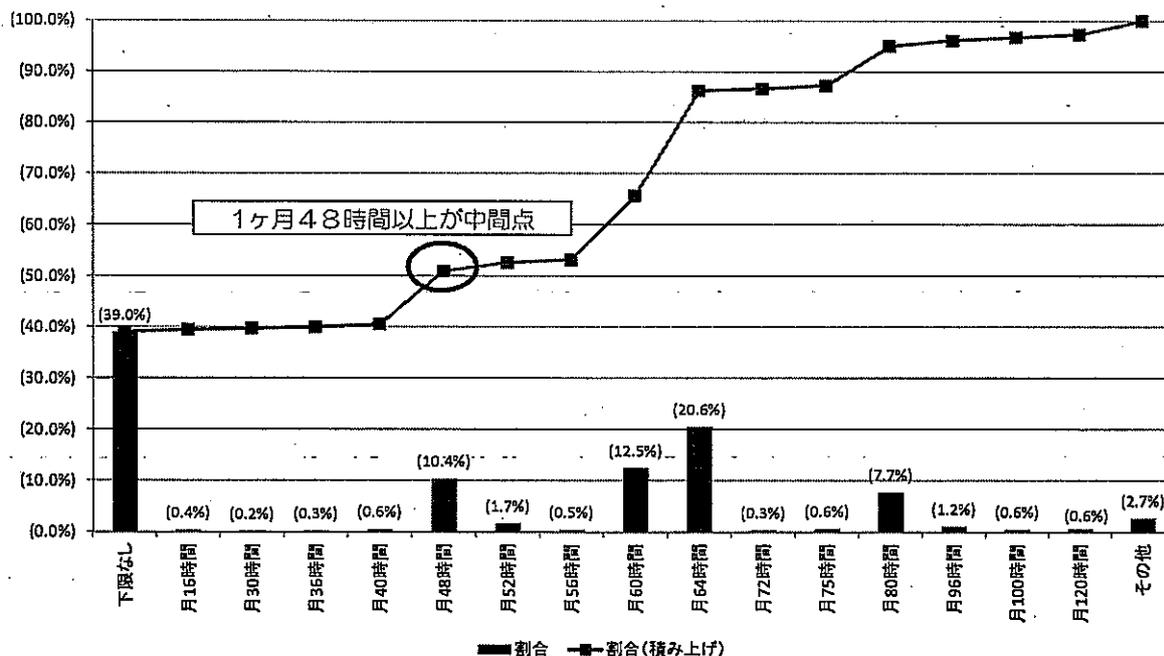
<案2>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり64時間以上とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

<案3>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

自治体数割合でみた就労時間の下限設定状況



※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

(案)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成 26 年 1 月 15 日

子ども・子育て会議

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上

1. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

地域型保育事業の位置付け

認可定員	19人	小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体:市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体:事業者等
	6人			
	5人	家庭的保育 事業主体:市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅	事業所の従業員の子ども(従業員枠) + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)
	1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする子どもの居宅	事業所の従業員の子ども(従業員枠) + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

1

2. 地域型保育事業の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- > 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- > 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- > 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子どもも5人まで	6~19人まで	様々な(数人~数十人程度)	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他の様々なスペース	多様なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保育者、子どもの居宅

2

4. 認可基準の具体的な各項目について

(1) 職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設※1, 2)	認可外保育施設
保 育 者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様 (※除く)	3分の1以上が保育士又は看護師
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様
備 考	保育所分園も同様	グループ型小規模保育事業も同様		

※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

5

<対応方針(案)概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職 員 数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	0～2歳児 1:1
保 育 者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士	保育士※1/2以上 (保育士以外には必要な研修※1を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修※1を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※1: 研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討...

※2: 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

15

(2) 設備・面積基準

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、 1人1.98㎡以上	
面積	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当な 広さの庭 ※付近の代替地可		
	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ		

16

<対応方針(案)概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／ 保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B 型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

22

(3)給食(自園調理)

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
給食	自園調理 *3歳以上児は外部搬入可能 *公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 *外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室	調理室 *外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 *全部委託、外部搬入の場合は不要	不要		

23

＜対応方針(案)概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理*1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理*1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理*1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理*1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理*1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	—
設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
職員	調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

33

(4) 耐火基準(参酌基準)

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(児童福祉施設等)としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制

＜主な検討事項と対応方針案＞

【1. 家庭的保育事業】

〔家庭的保育事業における耐火基準について〕

- ◆ 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

＜主なご意見＞

- ・ 現行の基準で問題ないのではないか。
- ・ 居宅等を保育の提供場所とすることから、建築基準法等との整合性を図ることが必要。
- ・ 耐震性、安全性の確保を優先すべきと考えるが、既存事業者の事業継続の観点から、必要な改修への補助も検討すべきではないか。

〔対応方針(案)〕

➤ 主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討。

＜対応方針(案)概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
耐火基準等	基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	小規模保育事業を踏まえ、検討	

(5)連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—

<主な検討事項と対応方針案>

【1. 家庭的保育事業】

[家庭的保育事業における連携施設について]

- ◆ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。
- ◆ 小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

<主なご意見>

- ・連携施設については、小規模保育事業と同様にすることが大事ではないか。
- ・現行の家庭的保育における連携保育所は保育内容の充実、質向上、保護者の信頼の観点から有効であり、新制度においても必要。その際、公立施設のみならず、私立施設も対象となることの周知が必要。
- ・現行では、保育所OB等を活用して巡回指導を行う家庭的保育支援者の仕組みを継続してほしい。
- ・家庭的保育における連携保育所の仕組みは、市町村と連携しながら、きちんと対応していくことが重要。
- ・3歳以降の受け皿だけでなく、保育内容の支援等に係る適切な連携が可能となるよう、市町村の調整が重要。

<保育内容の支援について>

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) ※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要 <p>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。 ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p>I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。 <p>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※小規模保育事業における屋外遊戯場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集団保育にもつながる。 ※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※そのほか、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではないかと。

<卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<p>> “連携施設”である旨を明示。</p> <p>> 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。</p> <p>※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。</p>
保育所	<p>> “連携施設”である旨を明示。</p> <p>> 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。</p> <p>※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。</p> <p>※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。</p>
認定こども園	<p>> “連携施設”である旨を明示。</p> <p>> 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。</p> <p>※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先。</p>

<対応方針(案)概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
連携施設	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定は一律には求めない※3
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—

- ※1- 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)
- ※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置)
- ※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。
- ※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

(6)各事業において固有の論点

①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。

※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

<主なご意見>

- ・従業員で定員を満たす場合、地域の子どもを受け入れることが困難なケースもある一方、自社の従業員のみでは定員の下限を満たすことが困難なケースもあり、地域枠の子どもの受け入れについては、弾力的な運用方法が考えられないか。
- ・事業所内保育にも多様な形態が考えられることから、地域枠の受け入れについては、現行以上に弾力的な運用を考えて欲しい。
- ・自社労働者要件を緩和し、より周辺の地域住民が利用できる体制をつくっていくことが望ましい。
- ・事業所内保育の運営をあきらめるケースの多くは、自社労働者の子どもの割合が高くなければならない点であることを踏まえる必要がある。また、小学校との連携等を考えると、長期間利用する事業ではないのではないか。
- ・自社の福利厚生のための位置付けから地域の子育て支援の資源という位置付けに変えていくべきではないか。そのため自社労働者要件については、現行の5割以上から、引き下げた上で、多くの地域の子どもを受け入れることができる仕組みとすべきではないか。
- ・地域型保育事業として位置付けられていることから、地域枠について一定の比率が必要ではないか。
- ・例3の地域枠を利用定員の2分の1以上とするに賛成。
- ・事業所内保育施設は、公的な保育の不足による待機児童問題への緊急避難的な対応という側面があることを踏まえた対応が必要ではないか。また、地域によって事情が異なることも踏まえ、多くの事業所内保育が参入しやすくなるよう、例1とするのが妥当ではないか。
- ・例1にすると、市町村事業計画に影響が及ぶ一方、多くの事業所内保育施設からの参入が期待できるのではないか。例2、3として、地域枠が硬直的に運用されることで社員の復職・利用希望に妨げとなるような場合、設置目的に反しかねないのではないか。そのため、例1とするか、地域枠を一定以上設けることとしても、社員のニーズに柔軟に答えることができる仕組みとすべきではないか。
- ・事業所内保育の連合会からヒアリングをしたところ、例2の3分の1以上とすることで、地域に開かれた事業所内保育を目指したいとのことであった。

51

<主なご意見(続き)>

- ・市町村の立場からは、地域枠が1名では厳しく、逆に2分の1以上では事業所側に厳しい。当面の目標を3分の1にするのもあるのではないか。また、4分の1以上として、インセンティブを付けるやり方もあり得るのではないか。
- ・地域により運営状況が異なることも想定されることから、例1のように1人以上とした上で、地域の実情に応じて決定することも考えられるのではないか。
- ・地域枠等の柔軟な運用に当たって、認可基準に照らして弾力化が困難な場面があり得るが、面積確保等について柔軟に対応することも可能とすべきではないか。
- ・地域枠について、福利厚生との関係をどう整理するかが難しい課題。市町村と運営主体がよく相談することも大事。一定以上の枠を設けた上で、弾力的な運用を可能とすることも重要ではないか。
- ・1/2以上にすべきと考える一方、例1のような考え方も理解するが、経過措置で引き上げていくかなりのプロセスを明記してほしい。
- ・保育ニーズは地域によって様々であることから、ベースを定めつつ例4の形で良いのではないか。
- ・地域枠の柔軟な利用が可能とする例4が良いと考えている。
- ・市町村の実態に応じて決定できる例4の形が良いと考えている。

【検討の視点】

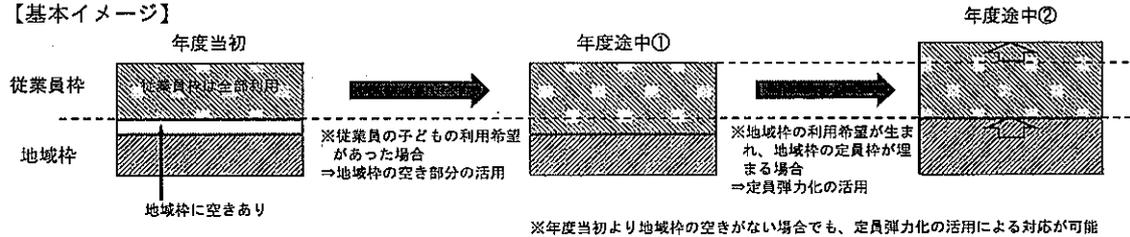
- > 地域住民の子どもの受入枠(地域枠)を利用定員比でどの程度設定することが適当か、検討するに当たっては、
 - ・現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な移行
 - ・市町村による認可事業であり、市町村による利用調整の対象になるのは地域枠部分であること
 - ・事業所内保育事業が事業所による人材確保、福利厚生の位置付けを有していること(従業員枠については、利用調整の対象外で、応諾義務も課されない)
 - ・通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困難な傾向にあることといった要素についても、勘案する。
- > 例2、3のように、一定比率の地域枠を設けることとすると、事業所内保育事業全体の定員を増やす場合に、自動的に地域枠の定員数を増やす必要がある点が設置・運営主体にとって負担となり得ることを考慮し、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定することも考えられるのではないか。
- > また、全国的な基準を設けることとしながら、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとすることが考えられるのではないか。

52

【対応方針（案）】

- 事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである、例4としてはどうか。
- また、年度の途中で従業員の子どもが利用ができず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。

【基本イメージ】



例4

- 定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4~1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいように、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。（例えば、下記定員区分6~10名の地域枠について1名又は2名にするなど）
- その際、1名~30名までの区分については、
 - ・地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか（P13参照）
 - ・平成21年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること（P61参照）
 から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。
- また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分（20名）に固定する。（自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能）

<定員設定例>

定員区分	地域枠の定員	目安
1名~10名	1名~5名	1名
	6名~7名	2名
	8名~10名	3名
11名~20名	11名~15名	4名
	16名~20名	5名
21名~30名	21名~25名	6名
	26名~30名	7名
31名~40名	10名	認可保育所の半分程度（特別保育所と同程度）
41名~50名	12名	小規模保育事業（下限）×2ヶ所
51名~60名	15名	家庭的保育事業（補助者付き）×3ヶ所程度
61名~70名	20名	認可保育所（下限）×1ヶ所程度（以下20名で固定）
71名~	20名	

利用者支援事業について

平成25年12月26日

利用者支援事業の趣旨・経緯等について

○趣旨

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。

都市部のみならず広く市町村での実施を念頭に制度化。

○事業法定化の経緯

本事業は、当初の政府案では地域子ども・子育て支援事業には位置づけられていなかったが、国会における審議の過程でその重要性が共通認識となり、自公民の3党合意(※)において、子ども・子育て支援法に「市町村が利用者支援を実施する事業を明記する」とされたことを受けて法定化された。

※『社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)』

新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられたもの。

【参考】

○子ども・子育て支援法(抄)

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

利用者支援事業の事業形態について

○本事業の基本的な枠組みについては、以下の2つの形態で実施することとしてはどうか。

(1) 独立した事業として行われている形態

【実施場所】

- ・主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設

【事業内容】

- ・子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等（地域のインフォーマルな社会資源を含む）の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」（＝「総合的（包括的）な利用者支援」）
- ・子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に取り組む（＝「地域連携」）

(2) 行政の一環として行われる側面が強い形態

【実施場所】

- ・主として、行政窓口等

【事業内容】

- ・子育て家庭の「個別ニーズ」の把握、それに応える各種施設・事業の利用支援
→行政が地域連携の機能を果たすことを前提として（1）の部分的実施といった側面が強い。

<主なご意見>

- ・要支援家庭や貧困家庭その他の事情で利用が困難な状況にある方に対する支援が必要。
→実施要綱案の連携機関に児童相談所を明記するとともに、従来の地域支援の一つとして実施している訪問支援等も利用者支援事業に引き継ぐこととしている。
- ・地域連携の部分は、高度なソーシャルワークであり、行政の本来の役割では、「(2)の行政の一環として行われる側面が強い形態」の事業内容とすべきではないか。今後の検討課題としてほしい。
→「特定型」については、行政がソーシャルワーク機能を担うことを明記。
- ・家庭児童相談室や地域子育て支援拠点、児童館等でも既に相談受付を行っていることから、提示されている2つの類型に限定することなく幅広く実施するべき。
→実施場所や職員の資格要件等について限定をせずに柔軟な実施ができるようにしているが、法律上に明記されている利用者支援を実施することが必須となり、相談支援一般について対象とするものではない。
- ・守秘義務によって、関係機関とおしの連携が妨げられないようにしてほしい。

利用者支援事業の実施要綱案について

○利用者支援事業実施要綱（案）

1 事業の目的

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）。

4 実施方法

(1) 実施場所

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができる必要ことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。

(2) 職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあっては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。

（次ページに続く）

利用者支援事業の実施要綱案について(つづき)

(3) 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような実施することとする。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

なお、上記「①」から「④」の業務実施を基本としつつ、「①」についてその一部を実施し、「②」について必ずしも実施しない類型も可とする。

(4) 関係機関等との連携

実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、地域における児童相談所、保健所といった保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

5. 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。
- (2) 事業に従事する者は、4の(1)に定める実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。
- (3) 実施主体は、事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の維持向上を図ること。
- (4) 本事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。

(次ページに続く)

5

利用者支援事業の実施要綱案について(つづき)

- (5) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、福祉事務所、障害児施設等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。
- (6) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- (7) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

6 費用

市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

6

妊婦健康診査について

平成25年12月26日

子ども・子育て関連法における妊婦健診の位置付け

趣旨

- 妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て関連法案では、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるとともに、市町村計画に見込み量等の記載を義務付けることなどにより、妊婦健診の確実な実施を図ることにしている。

1. 子ども・子育て支援法

- ① 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、母子保健法に基づく妊婦健診を位置付ける。【第59条第13号】
- ② 市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」(*)に、地域子ども・子育て支援事業の見込み量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の記載を義務付ける。【第61条第2項第2号】
(*) 「市町村は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。」(第61条第1項)

2. 母子保健法の改正(関係法律の整備法)

- 厚生労働大臣が、妊婦健診の実施について「望ましい基準」を策定するものとする。【第13条第2項を新設】
* 現在は、課長通知で、公費負担回数や実施時期の考え方、妊婦健診の内容等について示している。

※消費税引上げ(10%)の時期を踏まえて政令で定める日から施行予定 1

妊婦健診の望ましい基準(案)について

- 「望ましい基準」は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、各市町村が、その判断に基づいて妊婦健診を実施する場合の参考としていただくもの。
- 引き続き、適切な妊婦健診及びその公費負担の実施を図る観点から、現在、母子保健課長通知(※)において示している健診回数・実施時期、検査項目と同程度の内容としてはどうか。

※「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日付け雇児母発第0227001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)

I. 健診回数・実施時期

- ①初期～妊娠23週 : 4週間に1回、②妊娠24～35週 : 2週間に1回、③妊娠36週～分娩 : 1週間に1回

II. 検査項目

- 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
 - ①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診査等)
 - ②検査計測
 - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査

① 血液検査	妊娠初期に1回(血液型(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体)
	妊娠24週から35週までの間に1回(血算、血糖)
	妊娠36週以降に1回(血算)
	妊娠30週頃までに(HTLV-1抗体検査)
② 子宮頸がん検診(細胞診)	妊娠初期に1回
③ 超音波検査	妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、妊娠36週以降に1回実施
④ B群溶血性レンサ球菌(GBS)	妊娠24週から35週までの間に1回
⑤ 性器クラミジア	妊娠30週頃までに1回

※大臣告示における具体的な規定(検査の名称等)については、引き続き、厚生労働省において検討。

2

(参考) 国が示している妊婦健診の実施基準

- 母子保健課長通知(※)において、公費負担にあたって望ましい健診回数・実施時期、各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目及びそれ以外の各種の医学的検査の標準的な検査項目を例示している。

I. 妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ◆ 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆ 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

左記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度。

II. 検査項目

- 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
 - ①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診査等)
 - ②検査計測
 - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査

① 血液検査	妊娠初期に1回(血液型(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体)
	妊娠24週から35週までの間に1回(血算、血糖)
	妊娠36週以降に1回(血算)
	妊娠30週頃までに(HTLV-1抗体検査)
② 子宮頸がん検診(細胞診)	妊娠初期に1回
③ 超音波検査	妊娠23週までの間に2回
	妊娠24週から35週までの間に1回
	妊娠36週以降に1回実施
④ B群溶血性レンサ球菌(GBS)	妊娠24週から35週までの間に1回
⑤ 性器クラミジア	妊娠30週頃までに1回

※「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日付け雇児母発第0227001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)。本通知で示している基準相当分は、地方交付税措置が講じられている。

4

一時預かり事業について

平成25年12月26日

1. 一時預かり事業の検討に当たって

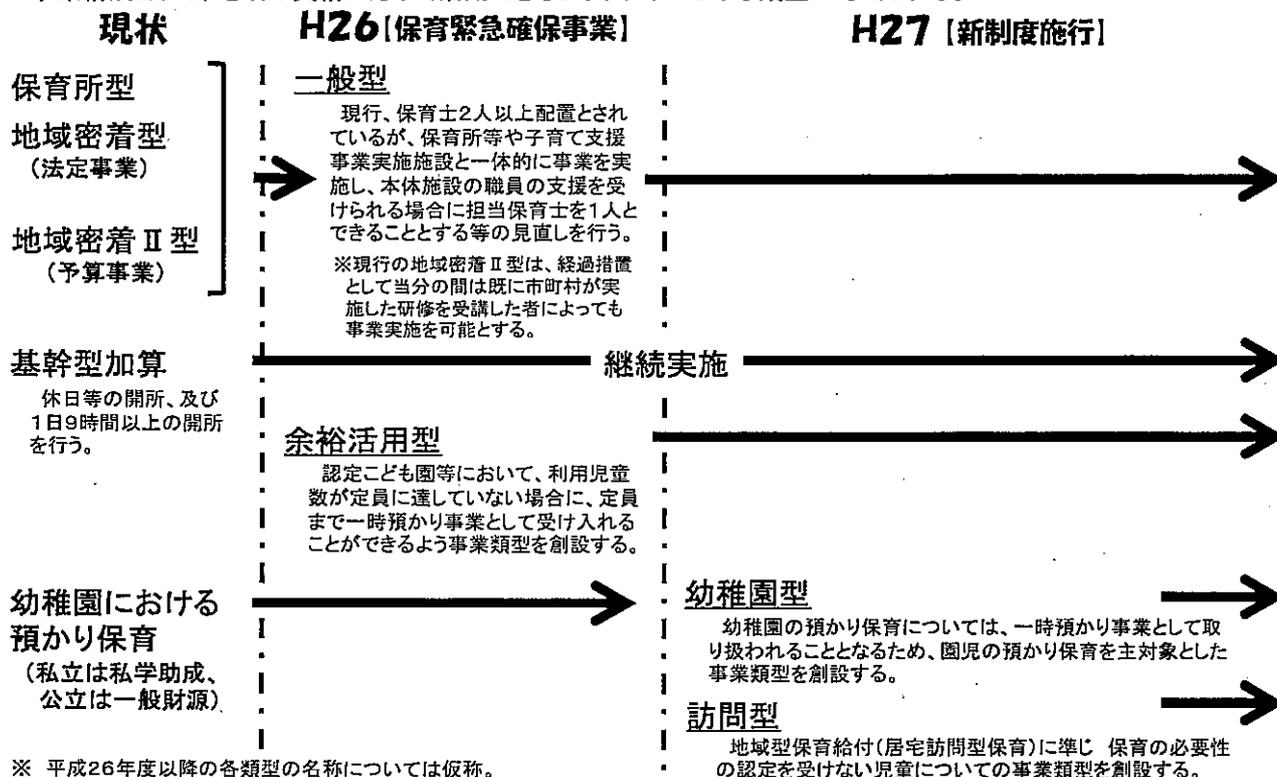
○検討の趣旨

一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の一時預かり事業を基本とし、より子ども・子育て家庭のニーズに応える事業を実施できるよう実施要件を見直すことにより、さらなる事業の充実を図ることとする。特に幼稚園における預かり保育については、私学助成等から一時預かり事業への移行が予定されており、円滑な事業実施が可能となるよう、丁寧な検討が必要。

2. 事業構成について

事業構成として、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のような類型が考えられる。



※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

2

3. 各事業類型の基準について

(1) 一般型

平成24年度において約8割の施設が1日平均利用児童数が3名未満であり、大部分が小規模な事業実施施設となっている。また、各自治体、事業者から保育士2名配置が困難との指摘が多いことから、現行の実施基準の見直しを行い、事業の普及を図る。

※ (3)の幼稚園型と合わせて行う園児以外の子どもの預かりは、幼稚園型により対応することを想定。

○人員配置基準

<論点>

論点①: 安全性の観点から保育従事者の数は2人を下回ることはできないこととするが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、1人とすることができるようにはどうか。また、その場合において、直接処遇職員は保育士としてはどうか。

論点②: 保育所併設型以外での事業実施の普及も必要であることから、保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者としてすることができるようにしてはどうか。その上で、保育士比率によって、補助金上、段階的に対応することとしてはどうか。

論点③: 地域密着Ⅱ型は一般型へ移行する形としてはどうか。

<主なご意見>

- ・3歳以上児について、幼稚園型と同様、幼稚園教諭も対応可能としてはどうか。
- ・子育て家庭により身近な事業とするため、現行の地域密着型での取り組みを推進すべき。そのため、子育て経験豊かな者なども、研修受講により配置基準に含めることが必要。
- ・非定期利用が多いことから、1、2歳児で保育所同様に6:1の配置基準では難しく、充実させる方向で考えていただきたい。
- ・保育所等と一体的に実施する場合に支援を受けられることを前提に1人での対応を認めることについて、施設規模や利用状況等を踏まえた検討が必要。

3

- ・保育として位置づけるべきであり、人員配置も保育士を基本とすべき。
- ・保育従事者の要件については、保育士を核として、一定の研修を受けた保育補助者が共に担うことが望ましい。
- ・保育士資格よりも従事者数が重要。

【対応方針(案)】

現行制度		見直し(案)	
児童・保育士		児童・保育従事者	
0歳児	3:1	0歳児	3:1
1・2歳児	6:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	3歳児	20:1
4歳以上児	30:1	4歳以上児	30:1
<p>※当該保育士の数は2人を下回ることはできない。</p> <p>※地域密着Ⅱ型については、保育について経験豊富な保育士1人以上、市町村が実施する研修を受講・修了した者1人以上。</p>		<p>※当該保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を1人とすることができることとする。なお、その場合において、直接処遇職員は保育士とする。^①</p> <p>※保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者として認めることとする。^②</p> <p>※1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。</p>	

※ 地域密着Ⅱ型については、保育従事者(保育士又は家庭的保育者の基礎研修程度を受講した者)による対応への移行を前提に、経過措置として当分の間は引き続き既に市町村が実施した研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能とする。^③

(3) 幼稚園型

現在、幼稚園では通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育が行われている。預かり保育に対しては私学助成等により財政支援が行われているが、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることとなるものを除き、新制度では一時預かり事業として取り扱われることとなる。このため、現行の預かり保育の実態も踏まえ、私学助成等からの円滑な移行ができるよう、幼稚園・認定こども園と一体的に園児(教育標準時間認定の子ども)を主な対象として事業を実施することを前提とした新たな事業類型を創設する。

なお、保育に欠ける児童を対象とした長時間預かり保育を実施している場合には、待機児童解消加速化プランにおいて、平成25年度より安心こども基金により補助を実施している。

※ 共働き家庭等の子どもが認定こども園に移行していない幼稚園を利用する場合についての手続、給付等の具体的な在り方については、別途整理。

(4) 余裕活用型

認定こども園、保育所、小規模保育等において、年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができるよう新たな類型を創設し、柔軟な事業実施を可能とすることにより、事業者の参入促進等を図る。

【対応方針(案)】

○実施基準

本体施設の定員の範囲内において実施することとする。(職員の兼務も可)

○補助単価

職員の兼務を可能とすることから、他事業と補助の重複が生じないよう児童1人当たり単価とする。

18

(5) 訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

<実施基準>

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

<論点>

論点①:他の類型と比較すると事業費が高額となることから、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等をしてはどうか。

論点②:日々の利用が見込まれる事業ではないため、担当職員の兼務等、柔軟な取扱いができることとしてはどうか。

論点③:障害児を担当する場合には、職員に一定の研修受講を必須としてはどうか。

<主なご意見>

・対象者を学童まで含めていただきたい。

※児童福祉法上、乳児又は幼児が対象となっている。

【対応方針(案)】

- ・居宅訪問型保育の実施基準、研修、対象児童等に準じて検討する。
- ・職員の兼務等について、柔軟な取扱いができるよう検討する。

19

病児保育事業について

平成25年12月26日

1. 病児保育事業の検討に当たって

○検討の趣旨

病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の病児・病後児保育事業を基本とし、課題となっている施設の安定的な運営を確保するための方策等について検討を行い、さらなる事業の充実を図ることとする。

<主なご意見>

- ・ 当該事業が必要な親も確実にいる一方、親が病気の子どもを見守れる社会環境の整備も必要であり、無制限に量的拡大すべきでないことに留意が必要。
- ・ ワークライフバランスの推進を優先すべき。

※ 平成25年度厚生労働科学研究費補助金において、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っている。以下の資料においては、当該研究班で実施した病児・病後児保育に関する実態調査の結果(未定稿)及び意見(未定稿)も参考として記載している。

※ 子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要である。このため、中小企業を含めたすべての企業における育児休業、短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境の整備、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進等を進める。また、男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の引上げを行うための法改正を次期通常国会に提出する予定。

さらに、事業主や地方自治体が仕事と子育ての両立の推進等を図るための行動計画を策定する「次世代育成支援対策推進法」について、その期間を10年間延長し、引き続き集中的・計画的に取組を行うこととする法案を次期通常国会に提出する予定。

3. 各事業類型の基準について

(1) 病児対応型・病後児対応型

・病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

・病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

○人員配置基準

<現行の基準>

- ・ 看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下、「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置。
- ・ 保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置。

<主なご意見>

- ・ 病気の子どもを預かる事業であることから、職員配置基準3:1では不十分。現場では2:1で実施している。
- ・ 隔離室利用時には追加で保育士配置が必要。

<研究班の調査結果及び意見>

調査結果:各施設の保育士1人当たり担当児童数の中央値は2.0人。

意見:3歳未満児の利用が全体の6割を占めており、病児対応型においては状態の変化や急変等に対応可能な体制が必要であることから、より手厚い配置をするべきであるが、病児保育に対応できる保育士・看護職員の確保も困難な状況にある。

3

<論点>

保育士配置を手厚くすべきというご意見がある一方で、職員の確保が困難な状況となっており、どう考えるか。急変等への対応などの研修を充実し、質の向上を図ることについて、どう考えるか。

【対応方針(案)】

現行の配置基準によることとし、職員の資質の向上のための研修の機会を確保する。

○補助方法

<主なご意見>

- ・ 利用者が必ずしも一定数いるとは限らない過疎地でも、安定して運営できる支援が必要。
- ・ 隔離室設置などの整備費や家賃についての補助が必要。
- ・ 補助額の増額が必要。
- ・ 病後児保育の稼働率の低さについて、実施施設が近隣の医師と密接に連携することで利用者の安心感を高めることにより利用の増加が期待できるため、医師手当が必要。
- ・ 質の向上のため、研修に対する補助が必要。

<研究班の調査結果及び意見>

調査結果:稼働率は、病児対応型45%、病後児対応型16%。平均キャンセル率は、ともに25%。

運営収支の中央値は73万円の赤字。1ヶ月あたり給与平均値は、保育士約20万円、看護職員約26万円。

意見:調査結果を踏まえた補助の充実が必要。給与について、専門職として処遇の保障がなされるべき。

<論点>

稼働率、キャンセル率、運営収支実態等を踏まえ、運営補助の方法をどのように考えるか。また、改修等について、どう考えるか。

4

○その他

＜主なご意見＞

- ・ 利用者が選択できるよう、自治体が事業者を複数選定するようにすべき。
- ・ 新規事業者など担い手の確保策の検討が必要。
- ・ 市町村間の乗り入れを容易にするような手立てが必要。
- ・ 病後児保育の利用が低調であり、高コスト。自治体の中で病児保育、病後児保育で相互の利用調整を行い、事業が円滑に実施できるよう調整を行うべき。
- ・ 施設が持つ専門的な機能を活用し、近隣保育所への情報提供等、病児の子育て支援ステーションとしての活動についても支援をしてほしい。
- ・ 事業利用に当たっては事前にかかりつけ医の受診が必要となることから、かかりつけ医の深夜・早朝の診療体制の整備も必要。
- ・ 自治体毎に、病院併設型を中核とし、訪問型が全域的に活動するようなネットワークを構築すべき。
- ・ リスクマネジメントを促す仕組みを作っていただきたい。
- ・ 病児、病後児の概念が曖昧なため、事業類型についても今後、整理をしていくべき。

＜研究班意見＞

- 意見①：地域の保育所等との連携により、感染症流行状況等の共有や、職員の巡回等により地域における保育保健の向上への寄与が期待される。また、地域のネットワークづくりが必要。
- 意見②：病児・病後児の対応のために、保育士、看護師資格に加え、一定の研修が必要。

＜論点＞

- 論点①：施設の安定的な運営を確保する等の観点から補助方法の改善を検討する際には、例えば、利用のない日には、地域の保育所等へ感染症流行状況や感染症別の予防策等について情報提供したり、他の施設への巡回を行ったりすることなどの機能を付加することについて、どう考えるか。
- 論点②：医療機関併設ではない施設での利用児童の病状急変時における医師への受診方法について、どう考えるか。
- 論点③：病児・病後児の対応のため、研修の今後の在り方について、どう考えるか。

5

【対応方針(案)】

○病児対応型

【設備基準】

- ・ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること等。

【基本分基準額】

1か所あたり年額 2,400千円

【加算分基準額】(年間延べ利用児童数により補助)

- 10人以上 50人未満 …… 500千円
- 50人以上 200人未満 …… 2,500千円
- ～ (以下、200人刻みで単価を設定)
- 2,000人以上 …… 21,750千円 …… 等

○病後児対応型

【設備基準】

- ・ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること等。

【基本分基準額】

1か所あたり年額 2,000千円

【加算分基準額】(年間延べ利用児童数により補助)

- 10人以上 50人未満 …… 400千円
- 50人以上 200人未満 …… 2,200千円
- ～ (以下、200人刻みで単価を設定)
- 2,000人以上 …… 20,100千円 …… 等

- 現行と同様、定額の基本分と利用児童数に応じた加算分の組み合わせにより補助を行うこととし、施設運営の安定化等の観点から、特に基本分の機能の充実を図る方向で検討する。

- ・ 設備基準等については、現行の基準を基本とする。
- 基本分において、地域の保育所等への情報提供や巡回など、地域全体の保育の質の向上につながる機能や研修についても評価する。また、病後児保育について、稼働率の向上のため、協力医療機関との連携を評価する。

- ・ 市町村において、病後児保育の利用調整やファミリー・サポート・センター事業等を活用した医師への受診などの対応のため、他事業も含めた地域ネットワークの構築に努めることとする。また、広域利用が適切に行われるよう各市町村で協定を締結する等、調整に努めることとする。

- 保育士及び看護師等の人件費等については、公定価格や研究班の調査結果を踏まえ、設定する。

- 研修については、研究班の調査及び研究結果等を勘案し、具体的な内容を検討する。

- 事業の開始に当たって隔離室等の改修を行う場合に支援を行うこととする。

6

(2) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

<主なご意見>

- ・他の児童と隔離する等の対応がしっかりできればよいため、病児保育事業の一類型でなくてもよいのではないか。
- ・医務室が設けられている場合には、小規模保育でも実施可能としてはどうか。

○人員配置基準

<現行の規定>

- ・看護師等を2名以上配置し、うち1名以上を体調不良児の看護を担当する看護師等とすること。ただし、延長保育2時間以上実施又は夜間保育所等である場合には、看護師等1名以上の配置で事業実施が可能。
- ・預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

○補助方法

<現行の規定>

1か所あたり年額……4,310千円

○その他

<論点>

実施施設(現行は保育所のみ)について、医務室が設けられている場合の認定こども園、事業所内保育での実施について、どう考えるか。

※保育所における看護師配置について、施設型給付等との関係の整理が必要。

【対応方針(案)】

- ・現行の基準を基本とした上で、実施施設について、医務室が設けられている場合は認定こども園、事業所内保育、小規模保育での実施も可能とする。なお、保育所における看護師配置については、公定価格との関係を踏まえて整理する。

7

(3) 訪問型

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

○人員配置基準

<現行の規定>

- ・病児(病後児)の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者(以下、「家庭的保育者」という。)のいずれか1名以上配置。
- ・預かる児童の人数は、上記職員1名に対して1名程度。

<主なご意見>

- ・担い手に高い専門性が必要であり、資格要件をよく考えるべき。
- ・主として病後児を担うべき。
- ・他の類型に比べ機動的にもかかわらず実績がないことについて、原因を明らかにすべき。
- ・都市部では多数の事業者が存在するにも関わらず、自治体が委託をする形式では、他の事業者が担い手となれないため、利用券方式を可能とするべき。

<論点>

病児・病後児の対応のため、研修の今後の在り方について、どう考えるか。(再掲)

○補助方法

<現行の規定>

1か所あたり年額……6,711千円

【対応方針(案)】

- ・事業実績が伸びていないが、担い手には高い専門性が必要であることから、現行の基準を基本としつつ、研修内容・体制のあり方等について研究班の調査及び研究結果等を勘案し、今後、具体的に検討する。
- ・上記の人員配置基準のもとで、保護者の選択の幅を広げる工夫ができる方式についても市町村の判断により採用することを可能とする。

8

延長保育事業について

平成25年12月26日

1. 延長保育事業の検討に当たって

○検討の趣旨

延長保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の延長保育促進事業を基本として検討を行い、さらなる事業の充実を図ることとする。

2. 各事業類型の基準について

(1) 一般型(仮称)

<現行の規定>

・基本分

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。11時間の開所時間内に職員配置基準により配置する保育士等のほか、保育士等を1名以上加配するもの。

・加算分

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置するもの。(保育士等の数は2人を下ることはできない。)

現行制度

○基本分(民間保育所)

1か所当たり年額 4,569千円

○加算分(民間保育所) 1事業当たり年額

延長時間30分 300千円

延長時間1時間 1,335千円

延長時間2～3時間 2,148千円

延長時間4～5時間 4,592千円

延長時間6時間以上 5,349千円 等

2

<論点>

公定価格における保育必要量の区分の議論を踏まえた検討が必要ではないか。

現在、11時間を超える延長時間について加算分が支出されている。新制度では、保育認定を受ける子どもについては、保育標準時間及び保育短時間の2区分の保育必要量を設けることになることに伴い、公定価格で保障される範囲が区分されることから、延長保育においてもこれに対応した仕組みとする必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・ ワークライフバランスの推進を優先すべき。

【対応方針(案)】

- ・ 加算分の配置基準等については、現行の基準を基本とする。
- ・ 加算分の補助単価の設定方法については、現行と同様に、延長時間に応じた1事業当たり単価を基本とした上で、保育所、小規模保育等の規模の違いも勘案して設定する。
- ・ 保育必要量の区分の議論、公定価格と利用可能時間帯との関係等を踏まえ、補助のあり方を検討する。

※ 子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要である。このため、中小企業を含めたすべての企業における育児休業、短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境の整備、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進等を進める。また、男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の引上げを行うための法改正を次期通常国会に提出する予定。

さらに、事業主や地方自治体の仕事と子育ての両立の推進等を図るための行動計画を策定する「次世代育成支援対策推進法」について、その期間を10年間延長し、引き続き集中的・計画的に取組を行うこととする法案を次期通常国会に提出する予定。

3

(2) 訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、延長保育においても訪問事業を創設することにより、施設における少人数の延長保育ニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

○実施基準

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

<論点>

施設における延長保育ニーズが少人数である場合に、訪問型として対応することについて、どう考えるか。

<主なご意見>

- ・子どもにとって施設で長時間過ごすことは負担となり、居宅での保育に賛成。ファミリー・サポート・センター事業では実施場所が会員の家となることから、子どもにとってはこちらのほうがよい。
- ・ファミリー・サポート・センター事業で類似のサービスが提供されていることから、関係について整理が必要。

【対応方針(案)】

- ・ 居宅訪問型保育の実施基準に準じることとする。
- ・ 施設における少人数の延長保育需要への対応や障害児等の延長保育需要への対応など、利用児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できることとする。

4

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

5

多様な主体の参入促進事業について

平成25年12月26日

1. 多様な主体の参入促進の検討に当たって

○検討の趣旨

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

【参考】

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

2. 検討の視点

<検討の視点>

- 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要。
- 一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要。
- 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、保育所、小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

<主なご意見>

- ・多様な主体の参入は良いことだが、質の担保が重要。自治体毎に、事業者の監視や改善支援、助言、内部告発受付、是正勧告等を機能とするチームを設けてはどうか。
- ・多様な主体の参入に当たっては、ガイドラインの作成や、第三者評価、保護者による評価など、丁寧な対応により質を担保し、住民の理解を得ることが必要。そのための市町村の役割と責任は大きいことに十分留意すべき。
- ・新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者へのコンサルティングという要素を入れてはどうか。
- ・新規施設事業者は、事業参入の際の事務手続きに苦慮することがあるため、負担軽減を図るための配慮ができないか。
- ・支援チームを設ける際は、責任や権限を明確にすべき。

2

【対応方針(案)】

- 平成26年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施する。
 - ※ 小規模保育事業等の連携施設に係る経過措置の1形態として、市町村の支援チームが小規模保育施設等を巡回支援することも含む。
- また、設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについても引き続き検討していく。

3

地域子ども・子育て支援事業の 主な検討課題と委員からの ご意見への対応方針について

地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、
要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業

平成25年12月26日

地域子ども・子育て支援事業に関する検討状況等について

事業名	検討状況等
利用者支援事業	資料2-1において、事業の実施要綱案を提示。
放課後児童クラブ	12月16日に開催した当部会において報告書最終案を説明。
妊婦健康診査	資料2-2により、新しい基準案等を報告。
一時預かり事業	資料2-3においてこれまでの検討結果等を踏まえ、検討方針を提示・説明し、ご議論。
延長保育事業	資料2-4～2-6により、ご議論。
病児保育事業	
多様な主体の参入促進事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後、施設型給付等の公定価格の議論と併せて検討予定。
地域子育て支援拠点事業(②)	本資料により、これまでの議論の整理。 これらの事業については、ご議論を踏まえつつ、必要な改善に努める。
乳児家庭全戸訪問事業(④)	
養育支援訪問事業(⑤)	
要保護児童等に対する支援に資する事業(⑤-2)	
子育て短期支援事業(⑥)	
ファミリー・サポート・センター事業(⑦)	

② 地域子育て支援拠点事業

① 量的拡大をどう図るか

◆実施か所数は、近年着実に増加しているが、子ども・子育てビジョンの目標にはなお隔たりがある。

② 質の担保

◆多様な実施形態があり、利用状況も拠点によって様々な中、質の評価を事業にどう組み込んでいくのかについて検討が必要。また、その質を評価・点検する仕組みについても透明性の確保などに留意しつつ、検討が必要。

③ 利用者支援事業など他の地域子ども・子育て支援事業との連携・役割分担

(主な意見と対応方針)

- 新制度では本事業に都道府県が補助することもあり、今後都道府県の関わりが期待される。
 - 今後、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の従事者に対する研修制度のあり方と併せて検討。
- 基本の4事業や開所日数等どこまで実施することを基本とするのか。また拠点としての事業をどう利用者支援とつなげていくのが重要。
- 本事業に求められる役割は大きく、週5日1日5時間以上開所の拠点が重要。地域機能強化型を拡充して欲しい。
 - 地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の「利用者支援機能」については、独立した「利用者支援事業」として実施されることになるが、地域子育て支援拠点は、その主たる実施場所の一つと想定しており、一層の充実に努めたい。
- 父親が利用しやすいように、土日を含むより多くの日に開催できるよう、財政支援をお願いしたい。
 - 現行においても週6、7日開所する施設に対して、別途補助基準額を設けているところであり、地域の状況に応じた開所日数で事業を実施して頂きたい。
- 幼稚園も地域の子育て支援を行ってきており、現行の基準であるとハードルが高い。幼稚園の子育て支援も補助対象となるようにして欲しい。
 - 認定こども園、保育所、幼稚園の「子育て支援機能」についての議論と併せて検討。
- 特に子どもが少ない地域での量的充実が必要。
 - 新制度は消費税財源を活用し、ニーズ調査で把握した利用希望に基づき、必要な事業をしっかりと実施していくもの。
- 一時預かりなど他の子育て支援の事業と一体的に実施できる仕組みが必要。
 - 現状でも、他の子育て支援事業と一体的に実施する場合に、本事業が円滑に実施されるための加算措置を実施している。

④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

① できるだけ早期の訪問

◆幅広い産後ケアの充実のための、早期に必要な支援につなげられるよう、できるだけ早期に訪問するための方策

- 「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)において、「産後ケア」の強化が挙げられている。

② 養育支援を必要とする家庭の確実な把握

◆そのための事業の実施方法や人材の質の確保の方策

- 国において、全国的に統一したアセスメントシート(訪問時に共通的に確認・記録すべきことを記した紙)の作成や、専門職以外の人材が担う場合の研修のためのQ&Aの作成が有用であるとの指摘がある。

③ 里帰り出産への対応

◆里帰り出産の場合でも、早期に訪問が為されるための仕組み(住所地と里帰り先市町村との連携方法など)を整理することが必要。

(主な意見)

- 本事業も含めた幅広い産後ケアが必要。
 - 平成26年度予算案において、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業の実施など、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化を図ることとしている。
- 必要な場合には複数回訪問できるようにしてはどうか。
 - 本事業は、子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして実施する事業であり、生後4か月を迎えるまでに1回訪問し、その後は、個別のケースに応じて、養育支援訪問事業等、適切な支援に繋ぐこととしている。
- 訪問時に母親のみならず父親からもしっかり話を聞くようにして欲しい。
 - 現行のガイドラインでは母子の状況だけでなく、同居家族の状況等も含めて養育環境を把握することとしている。

⑤ 養育支援訪問事業

① 本事業が養育支援を特に必要とする家庭のニーズに応えているか

◆ 本事業の支援対象家庭の明確化を求める声があるが、本事業の対象範囲をどうすべきか(利用料徴収とも関連)。

② 訪問者の資質確保、適切な実施体制確保のための方策

◆ 支援対象家庭への適切なアセスメントを踏まえた効果的な支援を行う上で、事業に携わる職員(訪問者や進行管理を行う職員)の資質確保や適切な進行管理を行うことが必要だが、そのためにどのような取組が必要か(例えば、専門性を有する児童相談所など関係機関からのバックアップの充実、連携強化など、都道府県レベルのバックアップ機能の充実が必要ではないか)

4

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童等に対する支援に資する事業)

① 事業の枠組み

◆ 補助対象となる[1]～[5]のうち、取り組みを強化すべき事業は何か。

[1] 研修の受講

- ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講

[2] ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

[3] ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

[4] ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

[5] 地域住民への周知を図る取組

(主な意見と対応方針)

○ 要保護児童対策地域協議会への産科医の参画を促進することが必要。

→ 現行、通知等により産科をはじめとした医療機関との連携の促進を図っており、今後も通知等によりさらに取組を促していく。

5

⑥ 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

① 事業の位置づけ

◆本事業については、夜間保育やファミリー・サポートセンター事業等、類似の機能を持つ事業があるところ、新制度の下では、主に宿泊を伴う養育のニーズに対応すべきという考え方があるが、どうか。

② 事業運営のあり方

◆優先利用の方法や利用料の設定等の事業運営上の工夫については、実態が一律ではないため、一律に基準等を定めるのではなく、具体的事例など参考となる事項を示し、それを踏まえて各自自治体がある実情に応じて実施することが望ましいという考え方があるが、どうか。

(主な意見と対応方針)

○トワイライトステイは、受け入れ施設数が少なかったり、区外にあつたりするため、利用率が低いところがある。このため、施設が委託する里親、保育士等を活用した支援を充実させるべきではないか。

→ 現在でも通知により施設が委託する里親、保育士等による支援ができることとしているが、今後も取り組みを促していく。

6

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

① 都市部以外の市町村でも実施しやすいような工夫

※政令市、中核市では概ね実施

※提供会員の確保については、地域子育て支援拠点の持つネットワークの活用、母親クラブやシルバー人材センターとの連携、提供会員の提供可能時間や預かる際のルールの明確化などについて、コーディネート機能の充実などが有効か。

◆提供会員の質の担保については、どのような取組が有効か

○事故等を防げるだけの資質が必要(過去に重篤な事故例あり)であり、研修等が重要との考え方がある一方、提供会員の要件のハードルをさらに上げると、かえって提供会員の確保が難しくなる可能性があるとの考え方もある。

◆人数要件の見直し

○現行では、会員数100人相当以上が補助要件となっているところ、地域の実情に応じて実施することを可能とするため、要件の緩和を求める声がある。(→H26年度予算要求過程で検討)

※「地域の実情に応じて実施することが可能となるよう人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。(H25.7.9 全国知事会)」

(主な意見と対応方針)

○病児・病後児の預かりを行う提供会員の質の担保方策について、検討すべき

→ 病児・病後児の預かりを行う提供会員に対しては、現在も一定の講習の実施を義務付けているところであるが、更なる質の担保方策については、引き続き検討していく。

○会員間をつなぐだけでなく、市町村が研修の実施等より責任を果たす仕組みが必要。

→ 本事業においては、これまでも、例えば病児・緊急対応強化事業の実施にあたって、一定の講習を修了した会員による活動や、医療機関との連携体制の整備、活動中の会員とセンターとの連絡体制の確保などを自治体に義務付けて、事業の安全・安心な実施に努めているところであり、今後とも各市町村における取組の充実を促してまいりたい。

○事業改善や利用者負担割合(訪問型延長保育との料金の整合性を含む)の検討も必要。

→ 会員同士の相互援助活動という事業の性格を踏まえつつ、より良い事業とするために今後とも必要な改善を行ってまいりたい。

7

社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会
報告書

～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～

平成25年12月25日

目 次

はじめに	1
1. 基準の範囲・方向性について	
(1) 策定する基準の範囲・方向性について	2
(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方	3
2. 具体的な基準の内容について	
(1) 従事する者【従うべき基準】	4
(2) 員数【従うべき基準】	6
(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】	6
(4) 施設・設備【参酌すべき基準】	7
(5) 開所日数【参酌すべき基準】	9
(6) 開所時間【参酌すべき基準】	9
(7) その他の基準【参酌すべき基準】	10
3. その他の論点	
(1) 放課後児童クラブの利用手続について	10
(2) 対象年齢の明確化について	12
(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	12
(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	13
(5) その他	13
おわりに	14
【関連資料】	
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿	15
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過	16

はじめに

- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成 24 年も 1.41 と依然として低い水準にとどまっており、少子化が続いている。
- 平成 20 年に取りまとめられた社会保障国民会議最終報告では、希望と現実の乖離を解消するため、仕事と家庭の両立支援と子育て支援の充実を車の両輪として取り組むことが重要であると指摘されている¹。しかしながら、厚生労働省の調査によれば、独身男女の 9 割が結婚意欲を持っており、いずれ結婚する意志のある男女が持ちたいと考えている子どもの数は 2 人以上とされており²、なお、この希望が叶えられていない状況にある。
- このように少子化が深刻な問題となっている中、子どもを持ちたい夫婦が子どもを持てる社会、子ども達が安心して健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、社会保障・税一体改革において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大され、現役世代を含む全世代型の社会保障への転換が図られた。
- この子ども・子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、政府は子ども・子育て関連 3 法を国会へ提出し、法案は議員修正の上、平成 24 年 8 月に成立した³。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブ⁴もその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連 3 法の中の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた⁵。

¹ 平成 20 年 11 月 4 日社会保障国民会議最終報告

² 第 14 回出生動向基本調査（2010 年）

³ 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

⁴ 児童福祉法上の事業名は、「放課後児童健全育成事業」。放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童クラブ」という用語が使用されている。

⁵ 本報告書参考資料 1 「放課後児童クラブの主な改正事項」。なお、現在、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45

- 本委員会は、本年5月に、新たに国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準等について検討を行うために設置され、基準等に関する事項について、7回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その検討の結果を取りまとめたものである。

1. 基準の範囲・方向性について

(1) 策定する基準の範囲・方向性について

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童⁶に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。
- 放課後児童クラブのクラブ数と登録児童数は共に年々増加しており、平成25年においては、21,482か所、登録児童数889,205人と、調査開始年の平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、登録児童数は約2.6倍となっている。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689人となっている⁷。
- 現在、国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日文科科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。
- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）で示された内容（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間）や、放課後児童クラブガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当

号)の定めるところにより行うことができるものとされており、事業開始後の届出、都道府県知事の指導監督等の規制がかかっている（第二種社会福祉事業に係る規制。ただし、常時保護を受ける者が20人未満である事業は、社会福祉事業には含まれない。）。

⁶ 改正前の児童福祉法では、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされており、改正後の児童福祉法では、「小学校に就学している児童」とされた。

⁷ 本報告書参考資料2「放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移」

である。また、今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるので、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化
(放課後児童クラブに通う児童への育成・支援の内容の明確化を含む。)
- ・資格要件としての研修科目・内容等
- ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
- ・職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
- ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
- ・障害のある児童の受入体制
- ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方

○ 本委員会は放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について検討する場であるが、まず、基準の検討に当たっては、「放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何か」という点について検討し、以下のように整理した。

- ・放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業である。その事業の基準は、改正児童福祉法第34条の8の2に規定されたとおり、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」
- ・また、放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきているが、特に、保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視して運営されている実態が見受けられる。
- ・したがって、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを確認に位置付けるべきである。

- ・このため、省令の冒頭に事業や基準の目的について記載するとともに、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

- 上記（１）（２）を踏まえ、２．に具体的な基準の内容について示した。

2. 具体的な基準の内容について

- 改正後の児童福祉法第 38 条の 8 の 2 第 2 項では、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」（従うべき基準）⁸とされ、「その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」（参酌すべき基準）⁹とされたため、この整理に従って具体的な基準の検討を行った。

（１）従事する者【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとされており、その放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）の資格を有する者が望ましいとされている。放課後児童指導員として業務に従事している者のうち、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約 74%となっている¹⁰。
- これまでも全国の放課後児童クラブでは、このような職員によって運営されてきた現状を踏まえ、放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

⁸ 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

⁹ 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

¹⁰ 本報告書参考資料 3 「放課後児童指導員の資格の状況」

- このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者¹¹であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされ、その計画の中で、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされた。このような点に鑑み、有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。
- 研修科目については、「児童の遊びを指導する者」の要件に該当している者であっても、これまでの児童への関わり方や学んできた科目が異なるため、具体的な内容については別途検討が必要である。他の事業でも、科目の一部を免除することができるようにされている研修があり¹²、こうした方法も参考にしつつ、研修科目・内容について検討していく必要がある。
- 有資格者となるための資格要件の1つとしては、上述のとおり「児童の遊びを指導する者」を基本とするものの、「放課後子ども教室」に継続的に従事していた者など、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。その場合、児童福祉事業の資格として定めるものであることにも留意しつつ、どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。
- なお、子ども・子育て支援新制度の施行後、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- また、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

¹¹ 本報告書参考資料4『「児童の遊びを指導する者」の基準』

¹² 例えば、養育里親となるために受講する研修では、児童養護施設等において現に児童を処遇する職員として勤務している者等に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができるものとされている（第4回専門委員会資料3、第6回専門委員会資料1）。

- ただし、有資格者以外の者についても、放課後児童クラブに従事するに当たって、最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。
- なお、放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべきである。また、同様の趣旨から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童の遊びを指導する者」の規定についても同様に実態に即したものとすることが考えられる。

(2) 員数【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている¹³。
- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当である。
- また、職員は2人以上配置することを原則とするが、小規模のクラブ(20人未満のクラブ)については、複数配置されていないクラブも多く見られ、(9人以下のクラブの約40%、10人~19人のクラブの約15%¹³)、小規模のクラブのすべてに専任の職員の複数配置を求めることは困難を伴うことが考えられる。
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされている。現状では、児童数が35人までのクラブは8,709か所(40.5%)、36人~45人のクラブは4,945か所(23.0%)、46人~55人のクラ

¹³ 本報告書参考資料5「児童数の規模別にみた指導員数の割合」

ブは 3,341 か所 (15.6%)、56 人以上のクラブは 4,487 か所 (20.9%) となっている¹⁴。

- 規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね 40 人までが適当と考えられる。このため、児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当である。
- ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあることに配慮すれば、児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、これまで国の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。
- 「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

(4) 施設・設備【参酌すべき基準】

① 専用室・専用スペース

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとされている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上の面積を確保することが望ましいとされており、現状では、1.65 m²以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約 75% (16,160 か所) となっている¹⁵。
- 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設(例えば、学校施設や児童館、公園等)も利用することが考えられる。このため、専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えること

¹⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。(平成 25 年 5 月 1 日現在)

¹⁵ 本報告書参考資料 6 「専用スペースの設置状況について」

が適当である。

- 上記の考えに基づき、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり 1.65 m²以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり 1.65 m²を満たしていない約 25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上」とすることが適当である。
 - なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様¹⁶、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
 - さらに、児童の生活の場として機能するためには、面積要件のみならず、事業の目的や機能から見た考え方を示すことも必要である。例えば、安全性が確保されていること、児童が自らの生活の場として認識できること、整理整頓・清潔の維持等の基本的な生活の行為ができる環境であることなどが考えられる。
 - また、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、放課後児童クラブが生活の場であるということに鑑みると、専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。
- ② その他
- その他の設備としては、現在、放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとされており、現状では、静養スペースを設けているクラブは約 65% (13,978 か所) となっている¹⁷。また、施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えることとされている。
 - 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、

¹⁶ 7ページ参照

¹⁷ 本報告書参考資料7「静養スペースの設置状況について」

静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

- このほか、児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい。

(5) 開所日数【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされている。また、国庫補助基準では、「放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること」とされている。ただし、ニーズ調査の結果、実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とされている。
- 現状では、250日以上開所しているクラブは約95% (20,515か所)、200日以上開所しているクラブはほぼ100% (21,461か所) となっている¹⁸。
- 開所日数については、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきであるが、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えられる。このため、開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

(6) 開所時間【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされ、休日の開所時間はこれに加えて「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」とされている。また、国庫補助基準では、平日の開所時間は「1日平均3時間以上」、休日は「子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」とされている。
- 開所時間別のクラブの割合を推計すると、平日については、約75% (16,145か所) のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブの開所時間数にはばらつきがみられる。休日については、ほぼ全てのクラブ (21,021か所) で8時間以上開所して

¹⁸ 本報告書参考資料8「開所日数の状況について」

いる¹⁹。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

(7) その他の基準【参酌すべき基準】

- 上記(1)から(6)までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

3. その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

¹⁹ 本報告書参考資料9「開所時間の状況について(推計)」

があり様々である²⁰。

- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

①あっせん・調整等について

- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある²¹。
- あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
- なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

②優先利用について

- 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受け入れを実施しているところもある。
- 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

²⁰ 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1)

²¹ 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）²²であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものの次に多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

²² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

(5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050 か所（約 51%）、25,338 人となっている²³。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

²³ 本報告書参考資料 10 「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」

員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を取ることにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

関連資料

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

いしざき 石崎	しょうえい 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
おぎ 尾木	まり まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
かしわめ ◎柏女	れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かわつな 川綱	しんじ 新二	文京区柳町児童館館長
さいとう 齋藤	のりこ 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
まさかわ 笹川	あきひろ 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
なかがわ 中川	いちろう 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て支援統括監
のなか 野中	けんじ 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
ほりうち 堀内	ともこ 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
まつむら 松村	さちこ 祥子	放送大学教授
よしはら 吉原	けん 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成25年5月29日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成25年6月26日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成25年7月24日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成25年9月30日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成25年10月23日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成25年11月11日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成25年12月11日	○報告書（案）について ○その他

参考資料 1

放課後児童クラブの主な改正事項

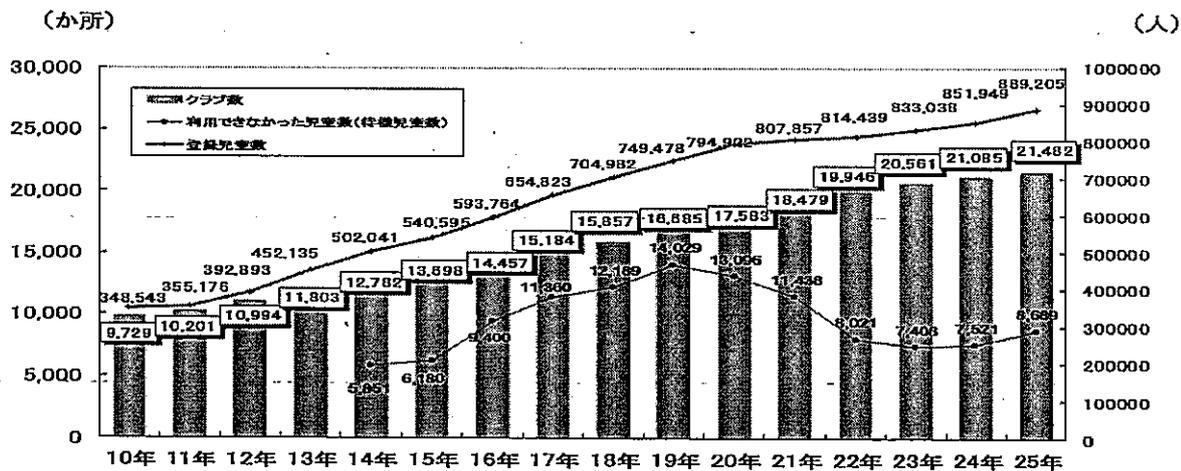
	現行	新制度施行後														
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(※参・附帯決議)														
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】														
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先:都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先:市町村】														
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供														
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進														
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する義務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(※参・附帯決議)														
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。【子ども・子育て支援法附則第2条第3項】 ※子ども・子育て支援の質的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する。7兆円超度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(※参・附帯決議)</p> <p>質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公表)</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
保護者負担	事業主拠出金(国)		1/3													
	都道府県		1/3													
	市町村	1/3														
保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3														
	都道府県	1/3														
	市町村	1/3														

参考資料 2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

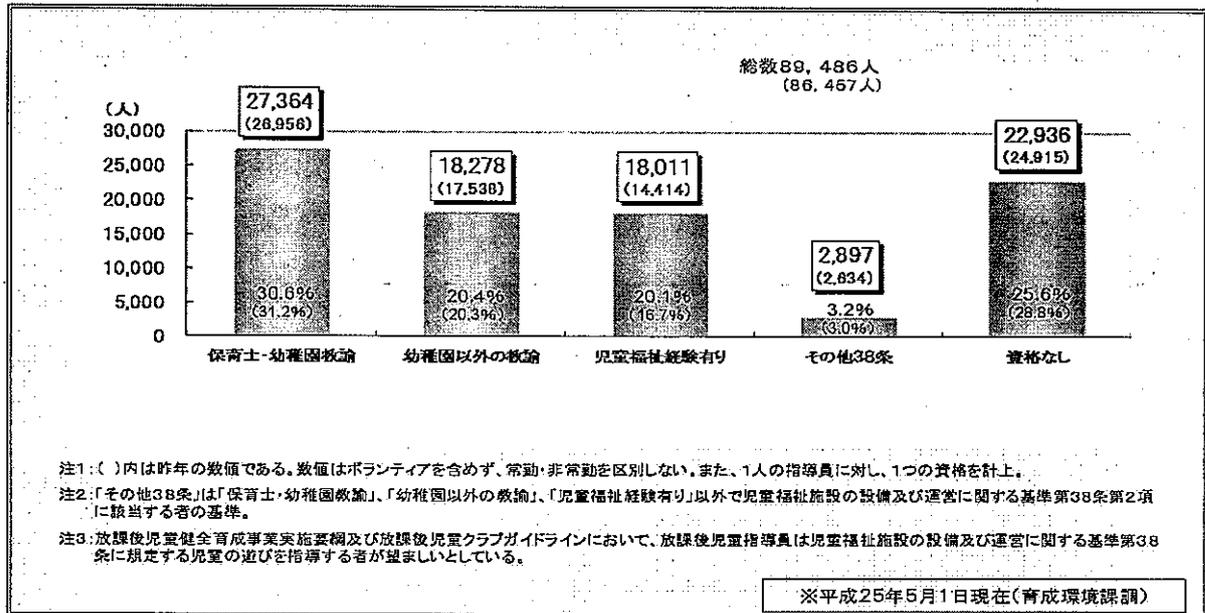


※各年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 3

放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



参考資料 4

「児童の遊びを指導する者」の基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高等等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

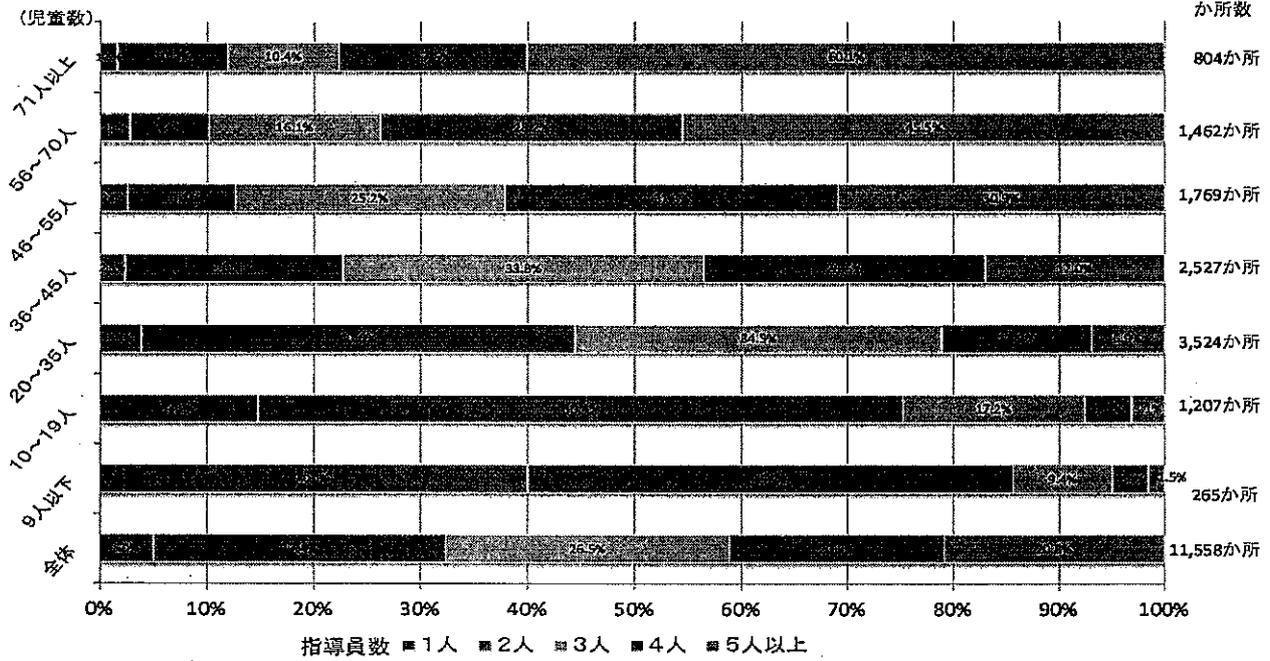
◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
(職員)

- 第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 保育士の資格を有する者
 - 三 社会福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

参考資料 5

(参考)

児童数の規模別にみた指導員数の割合



※平成24年10月3日16時頃に従事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

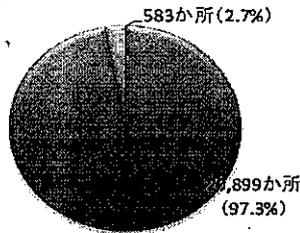
参考資料 6

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

専用スペースの設置状況

N = 21,482か所



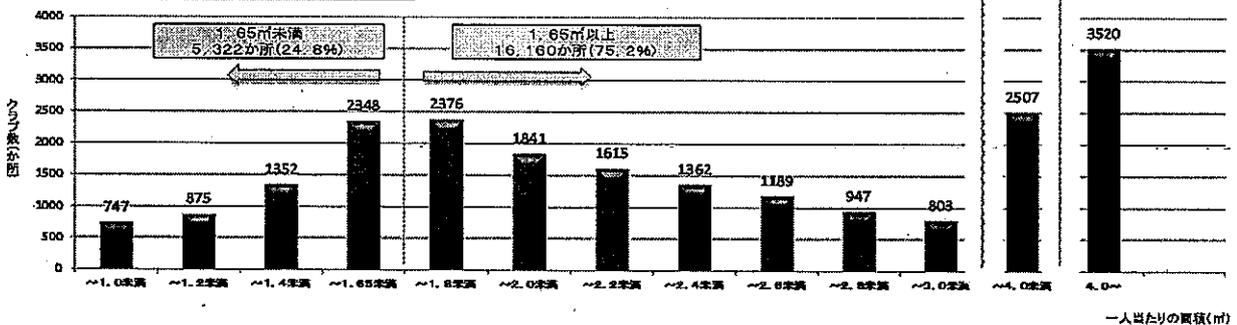
- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成26年5月1日現在(育成環境課調べ)

児童1人当たりの面積

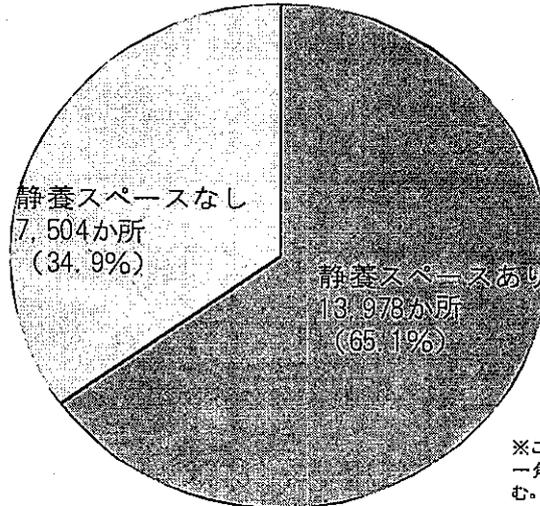
N = 21,482か所 ※平成26年5月1日現在(育成環境課調べ)



参考資料7

静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

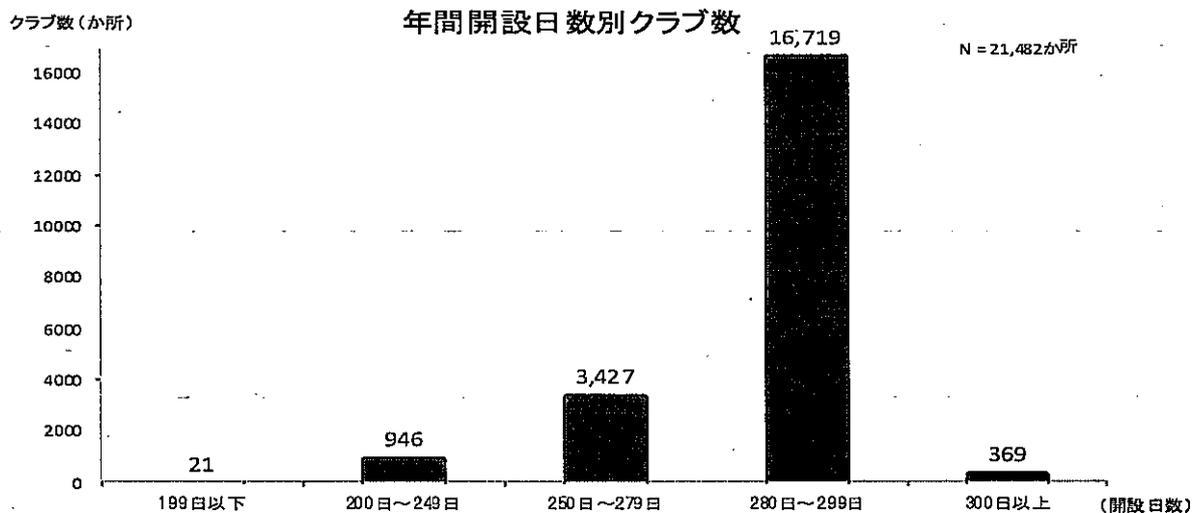
N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料8

開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



N = 21,482か所

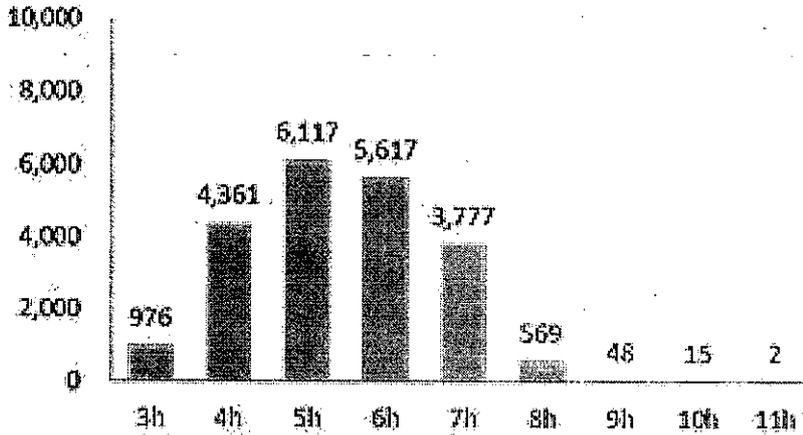
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 9

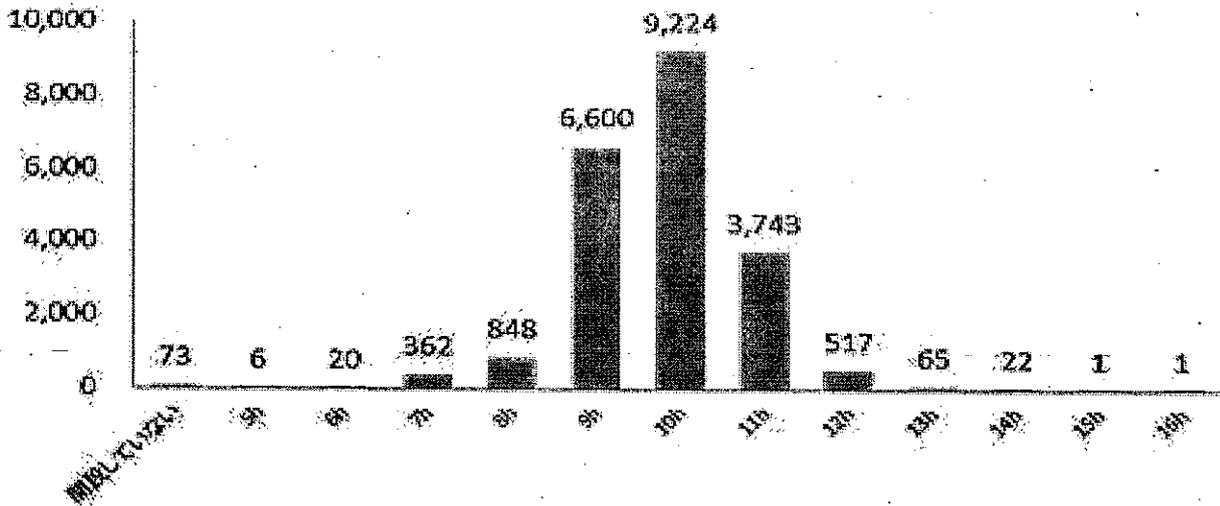
開所時間の状況について（推計）

- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
 - 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- *各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。（平成25年5月1日現在、育成環境課調べ）

平日



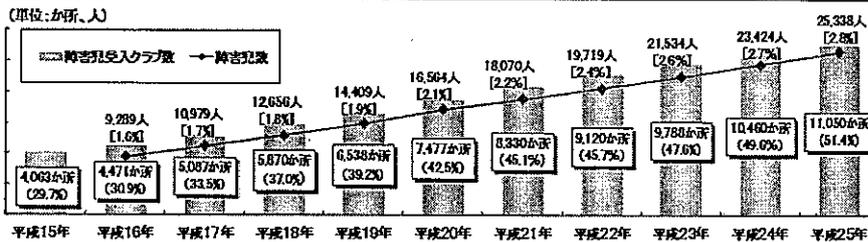
休日



放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在、11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)
 (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合
 (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入推進のための国の補助】

<運営費>

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要ことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乘せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

<整備費>

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

【障害児受入推進に係る補助事業の沿革】

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員

を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増

687千円→1,421千円

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定
- (19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

2

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備(55条等)
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)
 が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
 - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
 - ②教育・保育施設、地域型保育事業者に関する運営基準
 - ③業務管理体制・情報公表に関するルール
 を定めていく必要がある。
- これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方・整理 基本指針(事業計画)と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	給付の対象施設・事業者として運営上求められる基準について整理 認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理 基本指針と関連	子ども・子育て会議

3

幼保連携型認定こども園の認可基準について

平成25年12月26日

Index

I. 基本的な考え方	2	③食事の提供	26
II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論	3	④園児要録・出席簿	30
1. 学級編制・職員		⑤研修等	31
①学級編制	3	⑥職員会議	32
②職員配置基準(学級編制基準)	5	⑦運営状況評価	33
③園長等の資格	7	⑧苦情解決	35
④その他の職員の配置	10	⑨家庭・地域との連携、保護者との連絡	35
⑤短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	11	⑩健康診断	36
2. 設備		⑪感染症に係る臨時休業・出席停止	37
①建物及び附属設備の一体的設置	12	⑫子育て支援	38
②保育室等の設置	13	III. 既存施設からの移行の特例に関する考え方	39
③園舎の階数、保育室等の設置階	15	IV. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点	
④園舎・保育室等の面積	17	①建物及び附属設備の一体的設置	41
⑤運動場等の設置・面積	18	②職員室の設置	42
⑥調理室等の設置	29	③園舎・保育室等の面積	43
⑦その他の設備	23	④保育室等の設置階	45
3. 運営		⑤運動場等の設置・面積	47
①平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、 秘密保持等	24	⑥運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)	49
②教育時間・保育時間等	25	⑦運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)	50

I. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。(既存施設からの移行の特例については、Ⅲ.を参照)

(具体的な方針)

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
 - 幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
 - 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- 改正認定こども園法における整理に従い、以下の事項を「従うべき」基準、それ以外の事項を「参酌」基準と整理する。

(「従うべき」基準)

- 学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

- なお、職員配置等に関しては、給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論において整理する。

※ 本資料で整理される各個別論点の内容については、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものがあり得る。

2

II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論点

1. 学級編制・職員

① 学級編制

幼稚園	○ 学級を編制することが前提。 ○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	○ 規定なし
認定こども園 (現行)	○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。 ※ 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

(主な意見)

- 保育を必要とする2歳児が満3歳に達した場合の学級編制の取扱いをどのようにするのが整理が必要。
- 学級編制は教育上極めて重要。
- 学級を編制しつつ異年齢活動の良さにも配慮願いたい。
- 満3歳以上はしっかりと教育を行う方針とそのため学級を置く案に賛成。
- 「共通の4時間程度」は、保育の必要性の有無で分けるのではなく、一体的に捉えるべき。
- 地域の実情を踏まえた対応ができる本案に賛成。
- 年度中は同じクラスを維持できる方が良いのではないか。
- 長時間・短時間保育の園児を同じ扱いとすることが本当に平等なのか。保育環境の違いを考慮し、柔軟に扱えないか。
- 満3歳の子どもに関しては園の状況に応じて、また、異年齢児の学級編制は、地域の実情に応じて弾力的に取り扱うことに賛同。
- 活動によっては異年齢での協働や交流経験が、教育上からも効果があり有意義なものとなることが明確に周知されるべき。

※〈主な意見〉の赤字部分は、前回の基準検討部会におけるご意見。

3

【対応方針案】

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。
(上記以外は、学級編制を求めない。)
 - 保育認定を受けない1号子ども(注)も保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。
 - 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができる弾力的な取扱いを認める。
 - 学年途中で満3歳に達した子ども(3号子どもから2号子どもへの職権による変更)の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。
- (想定される対応例)
- ① 年度中は3歳未満児クラスに残る
 - ② 3歳児学級(年少)へ移る
 - ③ 3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等
- ※ 年齢に応じた給付に対する考え方(年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等)については、公定価格の議論において検討する。

(注)本資料上においては、子ども・子育て支援法第19条第1項に基づく認定区分について、以下の略称を用いている。

- 1号子ども：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合
- 2号子ども：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合
- 3号子ども：子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合

② 職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。 ○ 特別な事情があるときは、当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。 ○ 必要職員配置数の算定方法に関する規定はなし。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。 ○ 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後少数点以下を四捨五入 $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/20) + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30\}$
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間利用児、幼稚園と同じ(35:1)、長時間利用児、保育所と同じ。 ○ 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別、利用時間別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後少数点以下を四捨五入 $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35) + (3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20) + \{(4\text{歳及び}5\text{歳の長時間利用児}) \times 1/30\}$

（主な意見）

- 学級編制基準は、1クラス30人以下にしたい。
- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは1人でも対応できるようにすべき。
- 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。
- 学級に置かれる専任の教諭については、教育課程が終わったあとにローテーションに入ってしまうと、教材研究等の時間が確保できなくなるため、教員配置についてはその点の配慮が必要。
- 長期休業中に災害等が発生した際には、児童福祉施設としての役割が担えるよう、職員配置も考えるべき。
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。
- 満3歳以上の学級には、専任職員1人は義務付けた上で、それ以外の職員についても、教材開発や園内研修の時間が確保できるようにすることが必要。
- 満3歳以上では保育所と同様に、職員配置基準を設定し、かつ、専任の教員を1人置く学級編制に対応することに賛成。
- 幼保連携型認定こども園の必須機能である保護者に対する子育て支援の職員配置の観点が抜けているのではないかと。
- 現実30人以下で学級を運営しているところがほとんど。思い切って踏み込んで30人基準を定めてもよいのではないかと。
- 1クラス30人程度を目標としつつ、現行の幼稚園の学級編制（1クラス35人以下）と調整していくことが検討課題となる。
- 学級編制は30人以下が望ましいと考えているが、大きな変更も必要になるため、長期的に考えていくことが必要。長時間利用の子どももいる認定こども園においては、まずは職員配置基準を適用させるということでのよいのではないかと。
- 障害児の対応が課題となっており、職員の確保と受け入れ体制の強化をすべきではないかと。
- 学級には「原則として専任の保育教諭を一人以上置く。」（保育教諭等として「助保育教諭」「講師」を含むのではなくできるならば専任保育教諭に限定すべき）という表現が新たな認可基準では望まれる。
- 職員配置基準で幼児30人に対して職員2人、3歳児については幼児15人に対して職員1人を望む。
- 学級編制基準が35人以下の場合、30人で編制してもいいわけだが、公定価格上では30人で編制しているところに対しては、（35人でやっているところと比べて）なんらかのフォローが必要ではないかと。
- 幼保連携型認定こども園特有の事情（1号・2号の合同保育、一体的設置の例外、小規模保育のバックアップ、保育教諭の配置による研修制度の充実等）から、それに応じた職員配置と加算が必要。
- 公定価格の議論と合わせた検討の際には、質を確保し向上させる観点から、職員配置基準は、例えば、0歳児3:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4・5歳児25:1を要望する。

【対応方針案】

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭(※)を1人置かなければならないこととする。
- ※ 特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。
- 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

※ 具体的な職員配置基準（教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む）については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

③ 園長等の資格

幼稚園	○ 園長は「教諭免許状(※1)及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり(※2)。 ※1 専修1種免許状のみ。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。 ※2 園長の資格要件は、副園長・教頭にも準用。
保育所	○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園(現行)	○ 認定こども園の長は、教育、保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

（参考：教育職・児童福祉事業）

教育職	① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の校長、教員、事務職員等学校長兼職員の職等 ② 在外教育施設・外国の学校における①に準ずる職 ③ 少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職 ④ 教育事務又は教育を担当する国家公務員・地方公務員の職 ⑤ 外国の自国における、④に準ずる職、等
児童福祉事業	運営費の運用上、以下のものが想定されている。 (例) 児童福祉施設、国、都道府県、市町村において児童福祉に関する事務を取扱う部局（児童相談所、福祉事務所）、学校、民生委員、児童委員、等

（参考：「同等の資質」の具体的な判断の取扱い）

幼稚園長	〔公立〕 任命権者(市町村教育委員会等)が判断。 (例) 実務経験における勤務経験を、同等の立場にある者として認める等。 〔私立〕 設置者(法人の長等)が判断。
保育所長	〔私立の運営費上の所長設置・未設置の判断基準の場合〕 保育所を管轄する都道府県知事、指定都市の長、中核市の長が判断。 (例) 各種研修(保育所長研修、社会福祉施設長資格認定講習等)の受講をもって、同等の資質があると認める等。

(参考:幼稚園長、保育所長の免許・資格の保有状況)

幼稚園長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:53.4% (平成24年度幼児教育実態調査) ● 免許・資格の保有状況(複数回答)(平成22年度学校教員統計調査、平成24年度幼児教育実態調査) 幼稚園専修免許 1.7%、幼稚園1種免許 38.6%、幼稚園2種免許 22.1% 小学校免許 17.8%、中学校免許 22.7%、高等学校免許 19.7%、保育士資格 29%
保育所長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:48.7% (ベネッセ教育総合研究所2012年10月~12月調べ) ● 免許・資格の保有状況(複数回答)(平成23年度保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書 日本保育協会) 保育士資格72%、幼稚園免許(2種含む)48%

(主な意見)

- 園長には、教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。
- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。
- 「一定の経験」は、教育職経験と児童福祉事業の経験の各期間を合算する取扱いが妥当ではないか。
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の資質や地域社会と深く関わられる人がふさわしい。
- 同等の資質を有する者についても園長資格を認めることに賛成。
- 園長資格の要件を固定化してしまうと、多様な人材確保が厳しくなるので「同等の資質」は必要。
- 組織のマネジメント能力と資格や現場経験は、必ずしも一致するとは限らないため、「同等の資質」のジャンルを残した上で、誰がその資質を認めたのか責任の所在をはっきりさせておく仕組みが現実的。
- 設置者が「同等の資質」を認める際の判断基準・指針を明確にすべき。
- 「人格が高潔で熱意があつて…」というのは、曖昧ではないか。
- 「同等の資質」は、両方の免許・資格と経験を有することと同等にならないといけないので、免許・資格を有していない場合、例えば、幼稚園長、保育所長それぞれの研修を受けることなどで、学校教育・児童福祉の最低の概念を学ぶことを求めているのか。
- 園長研修等で資格内容が補えるのかは疑問。
- 「同等の資質」については、「当分の間」という限定表現の挿入が必要。長期的に今後の日本の保育幼児教育制度の将来を考えるならば、この原則が貫かれ、幼保連携型認定こども園は両資格併有の園長で担われていく方向性を示すべきであり、研修での代替は当面の移行と考える。
- 保育教諭との整合性からも猶予期間を5年間とし、両方の免許を取得するか、幼保連携型認定こども園園長研修(マネジメント等を含む)を受講することで園長の資格をみなすこととしてはどうか。
- 時限措置は不要という原案を支持。経過措置を設けるとしても「当分の間」であればいいのではないか。小学校校長が園長を兼ねる場合も現実的に多く、小学校接続の面からも大きい力がある。こういう人材の活用をする道は残すべき。見極める時間が必要。

8

(主な意見 続き)

- 例外的に「同等の資質」を認める方向に賛成。資格がある人材が集まりやすい地域とそうでない地域があるため、自治体の事情に合わせた対応が必要。運用上、「同等の資質」の具体的な判断基準を示していくことが重要。
- 5年後の検討の際には、資格取得を促すような条件整備が伴うことが必要。ただ、5年が目安ということではなく、「同等の資質」の人が、本当に「同等の資質」があることが示せるような条件整備が必要。
- 人格が高潔であることや熱意と高い識見を有することは、園長だけが求められているものではない。まずは「免許・資格を有し」という話が最初に来るべき。
- 「免許・資格の保有状況・研修の実施状況」の見直しを検討するだけでなく、両方の免許・資格を有し専門性を持つということを目指していくべき。
- 施行5年後を目処に見直す方向に賛成。5年後を目処に園長が免許・資格を併有していることが重要。
- 幼稚園は「同等の資質」を認めており、何か大きな問題が起きているわけではない。5年後見直しの際、両資格併有することに収束させるという結論ありきではなく、あくまで「同等の資質」を認めるかどうかという観点で議論をするべき。
- 園長の仕事は、人事管理、財務管理、保護者との関わり、事故・災害時の対応など、総合的な管理責任を伴う。設置者が「同等の資質」と判断するのなら、園を運営する者として認めることは当然ではないか。見直しの検討の際には、「同等の資質」の是非まで踏み込んで考えるのはいかがなものか。
- 現職も含めて、なんらかの形で免許・資格を有するような仕組みを取り込んでいくことが必要。
- 管理職(園長、副園長、教頭)の中で、併有状況を確保するような対応も必要なのではないか。

【対応方針案】

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
 - ・ 教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
 - ・ 「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。
 - ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。
 - 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等を有する者であつて、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。
- ※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。
- ※ 国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。
- ※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。
- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

9

④ その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は不要)。 ○ 主幹養護教諭・養護(助)教諭、事務職員を置くよう努める。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は必置。(学校保健安全法) <p>【参考】平成25年 学校基本調査 副園長2,926人、教頭1,857人、養護(助)教諭431人、栄養教諭48人 (幼稚園数13,043園)</p>
保育所	○ 嘱託医、調理員は必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園(現行)	○ 規定なし

※ 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置(任命し、又は委嘱することとなっている)となる。したがって、現在保育所に必置の「嘱託医」は「学校医」として整理。

※ 参考:改正認定こども園法

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

(主な意見)

- 教頭は必置とすべきではないか。
- 養護教諭は看護師を含み、栄養教諭は栄養士を含むようにしてはどうか。
- 食育、栄養管理、偏食、体調変化に対応した献立作りなどの観点から、3歳以上も自園調理にすべきと考える。そのため、栄養士を必置、あるいは加算するべき。
- 運営上のことを考慮し、施設の園児数に応じた区切りを設け、ある区切り以上は副園長や教頭を置くことが必要。
- 大規模園では、アレルギーの子どもも相当数いると考えられるので、栄養士の必置とまではいかなくても置くことが望ましい。栄養士の加算というより、アレルギーに対する加算という考え方が必要。

【対応方針案】

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員は置くように努めることとする。
※ 置くよう努める職員等についての価格上の扱いについては、公定価格の議論において検討する。
- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

10

⑤ 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○ 教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。(他の学校種と共通)
保育所	○ 保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることを確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てる事が可能。
認定こども園(現行)	○ 規定なし

(主な意見)

- 短時間勤務ではなく常勤の保育教諭等がしっかりと子どもを見守るべき。
- 子育て世代の女性職員が多い保育の現場は特に、女性が仕事を継続しやすい短時間勤務の環境も大切ではないか。
- 常勤換算を検討するにあたっては、時間帯で偏りがないようにするべき。

【対応方針案】

- 保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができることとする。
※ 短時間勤務の配置基準上の扱い(常勤換算方法)は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。

11

2. 設備

① 建物及び附属設備の一体的設置

幼稚園	○ 規定なし(一体的設置を想定)
保育所	○ 規定なし(一体的設置を想定)
認定こども園 (現行)	○ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○ 建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合は、 ①教育・保育の適切な提供、②移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

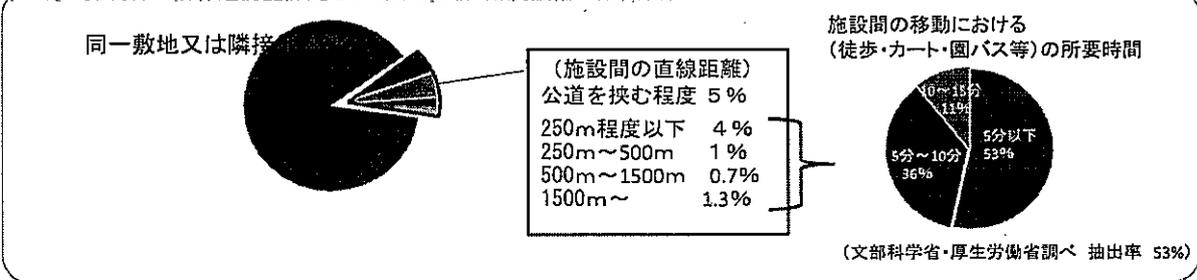
〈主な意見〉

- 施設は、新設においては同一敷地内であることが望ましい。
- 例えば、運動量の異なる園児を物理的に分けることで園庭などの安全性が確保できるなど、離れているメリットもある。距離要件を隣接に限る必要性は感じない。

【対応方針案】

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

(参考) 現行の幼保連携型認定こども園の建物・附属設備の配置状況



12

② 保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(※1)、便所は必置。 ○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 ○ 保育室の数は、学級数を下回ってはならない。
保育所	○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置(※2)、医務室、便所は原則設置。 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定こども園 (現行)	○ 保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室は必置。

※1 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、保健室が必置となる。したがって、現在保育所に必置の「医務室」は「保健室」として整理。

※2 ほふくしない子どもに対しては「乳児室」を、ほふくをする子どもに対しては「ほふく室」を設けなければならない取扱いとなっている。

(参考: 現行制度と対応方針案との比較)

	職員室	保健室 (医務室)	保育室	遊戯室	乳児室	ほふく室	便所
幼稚園	○必置	○必置	○必置	○必置	-	-	○必置
保育所	-	(2歳未満) ○必置	(2歳以上) ○必置	又は (2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置
新たな 幼保連携型 (案)	○必置	○必置	(2歳以上) ○必置	(2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置

〈主な意見〉

- 遊戯室は保育室と別に置くべきではないか。
- 体調不良の子どもが出てきたときに、隔離ができるような場所が必要。
- 乳児室「又は」ほふく室を置くのではなく、両方設置することとしてほしい。

13

【対応方針案】

幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。
(具体的な内容)

- 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例:遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。
- 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。
- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

③ 園舎の階数、保育室等の設置階

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎は2階建以下が原則。特別な事情がある場合は3階建以上も可。 ○ 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。ただし、園舎が耐火建築物で待避に必要な施設を備える場合は、2階に設置可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の階数について規定なし。 ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。 ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)について、建築基準法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。 <p>※ 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所の設置基準における待避用の屋外階段設置(保育室等が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

(参考)各階に保育室等を置く際の耐火・防火の条件

	幼稚園	保育所
	(2階以上とする場合)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物(建築基準法) ✓ 待避に必要な設備(階段・待避上必要なバルコニー、転落防止設備、不燃仕向扉、非常通報設備、調理室の防火等)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 ✓ 待避上必要な施設(建築基準法、消防法等で求められている施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 or 準耐火建築物 ✓ 待避上必要な設備(階段・待避上必要なバルコニー、転落防止設備等)
	要件なし	要件なし

＜主な意見：園舎の階数関係＞

- 幼稚園と保育所の高い方の水準とする以上、保育室の設置階を3階以上とすることを認めるべきではない。
- 園舎は2階までとすることが望ましいと考えるが、都市部などへの配慮が必要ではないか。
- 防火対策としての検討のみではなく、津波対策として高台移転などの検討を行っている地域もあり、例外にも配慮願いたい。園舎の3階建以上を認めることは、南海トラフ大地震対策を抱えている自治体にとって心強い。
- 園舎の階数については、3階建て以上も可とするべき。

〈主な意見：保育室等の設置階関係〉

- 都市部では大雨による浸水の危険も高い。2階を上限とするのが良いとは必ずしもいえないのではないが。
- 自力避難ができない子どもを3階以上に置いた場合に逃げられるのかという視点をまずは考えるべき。例えば、小さい子どもを上階から逃がすことができるのかというところを、毎月チェックされた上で、可能であれば可とするようにすべき。
- 洪水等の場合は、保育室が2階以下に設置している方が災害のリスクが高い場合もある。防火対策は、基準に沿った避難経路の設定や避難訓練の実施などで、2階以上であっても安全に避難する対策が可能。
- 日常的に園庭を利用しやすいように、保育室は2階までの設置階とするような環境を重視してほしい。
- 土地の確保が困難な都市部においては、複合施設(例：1F店舗、2F～保育室)の一部として設置する場合も想定されるため、3階以上の設置を認めるべき。
- 既存特例でこれまでの基準を容認していくことは現実的であってもいいが、新設基準まで「低い質」をとることに疑問。高い場所に保育室がある場合、大地震の際には、エレベーターも停止し、どのように自力避難できない乳幼児を避難させるのか。都市部では土地がないからという理由だけで、高層階に子どもを押し込めていくことを制度として容認するのは疑問。

【対応方針案】

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合(例：地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。
 - 保育室等の設置階(※1)については、
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - ・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等(※2))を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則(※3)不可。)
- ※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。(従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。)
- ※2 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。
- ※3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件(P21⑤)ー3運動場の設置・面積(屋上の取扱い)参照①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

④ 園舎・保育室等の面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学級数に応じた 園舎全体の面積基準を規定。 【1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増】 ◎ 居室の種類に応じた面積基準について規定なし。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 園舎面積について規定なし。 ◎ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 【乳児室：1人につき1.65㎡以上】 【ほふく室：1人につき3.3㎡以上】 【保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上】 ※ 居室の面積基準については、東京等の大都市部等の一定の地域に限り、一時的措置として、国の基準を「標準」とする特例が設けられている。
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準と同じ。 ◎ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室は、保育所の基準と同じ。

〈主な意見〉

- 日本の保育室等の面積は、国際的には非常に低い水準となっていることに留意すべき。

【対応方針案】

- 園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。
 - 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。
 - 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

⑤-1 運動場等の設置・面積

11-1 幼稚園の幼児遊戯場(児童1人につき)の面積に関する種別面積(2) 面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動場は必置。 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 ○ 学級数に応じた面積基準を規定。 【1学級:330㎡、2学級:360㎡、3学級:400㎡、4学級以上:1学級につき80㎡増】
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置。 ○ 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)は保育所と隣接する必要はない。 ○ 入所者1人当たりの面積基準を規定 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上】
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあつては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○ 次の面積基準をともに満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 ・ 満3歳以上に係る幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計の面積

18

11-2 新設の幼稚園(児童1人につき)の敷地内における屋外遊戯場(2) 面積

(主な意見・設置場所関係)

- 運動場は子どもの日常的な遊び場として、幼児が自主的に主体的に環境に関わる活動との連続性から考えると、園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認める等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。
- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。
- 原則は同一敷地・隣接地だが、代替地や屋上利用について議論することも重要。ただ、公園を排他的に利用することは、在宅子育てや市民との間の調整と留意が必要であり容易ではない。
- 都市部など一部で土地の確保が厳しい場合、離れた場所も認めてはどうか。
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないか。
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。

(主な意見・面積関係)

- 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。【再掲】

【対応方針案】

- 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置とする。
- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・ 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・ 満2歳の子どものについて、保育所基準による面積

19

⑤-2 運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	代替地利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 ① 必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ② 代替地について、保育所関係者が所有権、地上権、賃貸権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
認定こども園(現行)	幼保連携型・保育所型、地方裁量型は、代替地利用が可能。 その際、以下の要件を満たす必要あり。 ① 子どもが安全に利用できる場所であること。 ② 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 ③ 子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。 ④ 面積基準を満たすこと。

(主な意見)

- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。これらを保障できる空間として、代替地・屋上が代替可能かどうかを議論すべき。
- 都市部の公園は複数の園が一堂に活動するなど十分な場所の確保が厳しい状況。地域住民も利用する場であるため、利用の調整には行政が間に入る事が重要。
- 都市部など一部で土地の確保が厳しい場合、離れた場所も認めてはどうか。【再掲】
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。【再掲】
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないか。【再掲】
- 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。【再掲】
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。【再掲】
- 保育所、現行の認定こども園が代替地、屋上は認められるのに、新設の幼保連携型認定こども園は不可とする根拠がもう少しほしい。原則不可でもいいが、都市部でも増やしていくという観点から、工夫を検討していくことは必要。子どもの立場から考えても、施設によって基準が異なるのは不平等ではないか。

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

※ 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

⑤-3 運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)

幼稚園	屋上を運動場とすることは不可。
保育所	用地が不足する場合に限り、屋上利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 ① 耐火建築物であること。 ② 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。等
認定こども園(現行)	保育所と同様。

(主な意見)

- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。これらを保障できる空間として、代替地・屋上が代替可能かどうかを議論すべき。【再掲】
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないか。【再掲】
- 子どもの安全性や情緒的な安定、災害時の避難誘導を考慮すれば、2階の屋上使用までとすべき。
- 屋上園庭の中でも、例えば、保育室と出入り自由であり、畑や砂場、手洗い設備等も備えるような場合、教育的観点である「子どもが自ら主体的に自由に利用できる身近な環境の実現」が担保されていると考える。このようなケースは園庭として認めるべき。

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上(バルコニー等を含む。)の面積算入は原則※不可とする。

※ ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。

- ① 耐火建築物であること。
- ② 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。
- ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。
- ⑥ 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。

※ 園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。

⑤-4 運動場等の設置・面積(名称)

幼稚園	運動場(他の学校種も「運動場」としている。)
保育所	屋外遊戯場
認定こども園 (現行)	屋外遊戯場

(主な意見)

- 「運動場」は、学校教育上の運動場という印象が強くなる。幼児期は、身体の発達を目的とするだけでなく、動植物や自然環境に触れるなど自らの意思で自由に活動する空間を保証してあげることが必要であり、そういう意味で「園庭」としてはどうか。
- 単なる運動をする場ではなく、自ら関わっていく教育環境として意味がある大切な場所であるため、「園庭」としての意味をしっかりと位置づけてもらいたい。
- 「園庭」の名称が中立的でよいのではないか。
- 名称は、基準上は「運動場」であっても、通称として親しみやすい「園庭」とするなど柔軟に対応できればいいのではないか。
- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。【再掲】
- 名称変更は、新設の幼保連携型認定こども園だけではなく、保育所、幼稚園ともに同一の名称へと変更し、すべての園が改めて園庭の果たす役割や重要性を自園の保育・教育機能の観点から見直すものとなるよう周知されるべき。

【対応方針案】

認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割(運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等)を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。

⑥ 調理室等の設置 (「3. 運営 ③食事の提供」とあわせて後述)

⑦ その他の設備

幼稚園	◎ 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ◎ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。
保育所	○ 規定なし
認定こども園(現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。
- 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

3. 運営

① 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

〈主な意見〉

- 平等取扱い等の規定に賛成。
- 子どもたちの基本的な人権を尊重するためにも原案に賛成。
- 差別的取扱いの禁止に関して、「性別・障害」についても加えてはどうか。

【対応方針案】

- 基本的に、保育所と同様とする。

24

② 教育時間・保育時間等

幼稚園	○ 学期の区分・長期休業日を設ける。 ○ 毎学年の教育週数は39週数を下らない。 ○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。
保育所	○ 1年の開所日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則(自主的な休所日もあり)。 (運営費の積算) ○ 1日の開所時間は、原則11時間。(延長保育事業における取扱い・運営費の積算) ○ 1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園 (現行)	○ 1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定める。 ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○ 保育に欠ける子どもに対する1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。

〈主な意見〉

- 日曜・祝日以外は全て原則11時間開所する原案に賛成。それを実現するために必要な公定価格とすべき。
- 現在の検討状況として、保育短時間は最長8時間、保育標準時間は最長11時間とされているが、施設運営に差がでないような形を原則としながらも、短時間就労者の働き方であった保育を受けられるような仕組みが必要。
- 教育時間は、1日の全体を通して流れるものであり、標準としての時間は定めるとしても、保育機能としての広い意味での教育は、子どもが帰宅するまで続くため、教育時間を実際にどのように確保するのかについては、現場の実情にあわせて弾力的な取扱いを認めるべき。
- 幼児教育という観点からは、教育時間は「4時間」の設定が現場はスムーズだと考えている。それ以外の時間を保育とらえた方が明確ではないか。

【対応方針案】

- 1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。
- 1日の開園時間は、原則11時間とする。
- ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。
- 満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。
- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。
- 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。
※ 保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準(原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。)等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。

25

③-1 食事の提供(提供範囲)

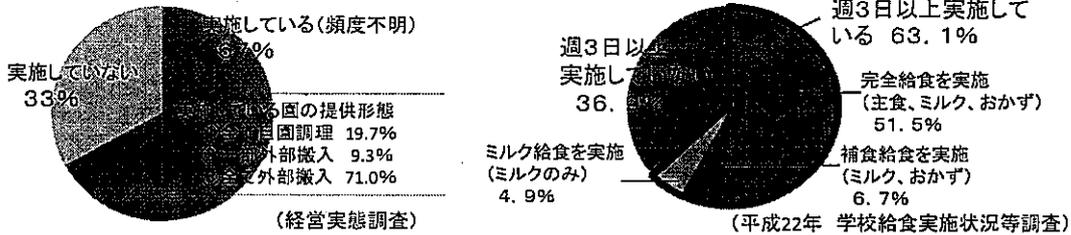
幼児の給食に関する規定は、子どもの年齢に応じた個別判断(1号、2号)

幼稚園	○ 食事の提供範囲に関する規定はなし。
保育所	○ 全ての在園児に対する食事の提供が前提。 ※ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。
認定こども園(現行)	○ 食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。

〈主な意見〉

- 食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- 保育時間の長短で処遇に差があってはいけない。基本的には全ての子どもに食事の提供をすべきではないか。
- 1号・2号が混在している認定こども園で食事の提供の有無に差が生じるのは好ましくないのではないか。
- 調理室の設置や食事の提供について、2号・3号の扱いと1号を分けるかどうかは、園の判断に任せてはどうか。
- 学級編制も1号と2号とで一体的な編制を求めるのだから、食事の提供も1号と2号で差をつけないということが必要。
- 全ての子どもへの公平という考えから、1号子どもの食事の部分も公定価格の対象にしてほしい。
- 子育ての一義的責任は保護者にあるということだが、食事の提供義務は誰にあるのか、議論されていないのではないか。

(参考:幼稚園の給食実施状況)



【対応方針案】

- 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。
- ※ 食事の提供に係る費用の取扱いについては、公定価格の議論において検討する。

26

③-2 食事の提供(提供方法)

幼児の給食に関する規定は、子どもの年齢に応じた個別判断(1号、2号)

幼稚園	○ 提供方法に関する規定はなし。
保育所	○ 食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。 ① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。 ② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 ④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に対応することができること。 ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。 ※ 当該特区については、平成28年に構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価を実施予定。 ○ 弁当持参は不可。
認定こども園(現行)	○ 食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。 ○ 弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)

27

【主な意見：自園調理・外部搬入関係】

- 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- 外部搬入は、保育の公的費用が捻出できない中で保育園を増やすために特区で認められた苦肉の策。既存施設への特例なら検討できる余地があるとしても、新設の園に外部搬入を認めることは違和感がある。
- 質や機能が高い幼保連携型認定こども園にあまねく外部搬入を認めていいのか。
- 子どものアレルギーや偏食を考えると、自園調理によって問題を解決をし、食育の環境を守るということが好ましい。
- 食育、栄養管理、偏食、体調変化に対応した献立作りなどの観点から、3歳以上も自園調理にするべき。
- 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。
- 0～2歳は自園調理とすべきと考えるが、3歳以上は外部搬入可とする提案は現実的。
- 3歳以上の外部搬入可について賛成。
- 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。
- 幼稚園、保育所、認定こども園ともに自園調理をして調理室を設置すべき。

【主な意見：弁当持参関係】

- 幼稚園によっては、週3日給食、週2日弁当という園もあり、現状様々である。食事の提供方法は、園の判断に任せてもよいのではないか。給食か弁当かは園の判断に任せても良いのではないか。
- 食事の提供について、アレルギーなどの問題から、弁当持参という選択肢もあるのではないか。
- 提供義務の園児に対しても弁当持参を認めてはどうか。
- 食事の提供は、「食文化」と出会う大切な場。弁当持参は柔軟性を持つことが大切。そうしたことから弁当持参は、お弁当を持参したいという方にはしていただくか、園で年1回や2回はみんなで弁当をもってもらうといった柔軟性も大切。
- お弁当にしたいというニーズは余りないと思うが、宗教上の問題などの可能性が出てくると思うので、その余地は残すべき。

【対応方針案】

- 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。
- 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。
- 食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例：園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

(内容の都合上、「2. 設備」部分を一部挿入)

2. ⑥ 調理室等の設置

幼稚園	◎ 給食施設を備えるように努める。
保育所	◎ 調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり) ※ 備えるべき具体的な設備内容等は、食品衛生法に関する条例等において定められている。 ○ 外部搬入の場合は、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。具体には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有することを想定。
認定こども園(現行)	◎ 保育所の基準と同じ。 ※ 外部搬入の場合に必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて、衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。

【主な意見】

- 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。
- 調理室の設備や調理師等の配置基準を示すべきではないか。
- 幼稚園、保育所、認定こども園ともに自園調理をして調理室を設置すべき。【再掲】

【対応方針案】

- 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置(※1)を原則とする。
※1 備えるべき具体的な設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。
- ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満(※2)である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。
- 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(※2)調理室の設置を求めるにあたっての留意点

- 現行の保育所の最低定員は、20人であるため、食事を提供すべき子どもが少なくとも20人存在する。
- 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最低定員は20人であるが(社会福祉事業の最低定員)、ここには、食事の提供が必ずしも行われない教育標準時間認定の子ども(1号子ども)も含まれることが考えられる。
- そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることになる可能性があることに留意。

(再び「3. 運営」について)

3. ④ 園児要録・出席簿

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園幼児指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)、出席簿を作成しなければならない。 ○ 幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。 ○ 保育所児童保育要録を保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。
認定こども園(現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。 ○ 進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付することを求めている。

(主なご意見)

- 園児要録(仮称)はぜひ実現すべき。

【対応方針案】

- 全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成することとする。
- 在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。

30

⑤ 研修等

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし <p>(参考)研修関係の法律事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。学校の教員は、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。【教育基本法】(公立・私立) ● 教育公務員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。【教育公務員特例法】(公立) ● 教育公務員の任命権者は、研修施設、研修を奨励するための方法、研修計画を樹立し、その実施に努めなければならない。【教育公務員特例法】(公立) ● 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【教育公務員特例法】(公立)
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。 ○ 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
認定こども園(現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

(主なご意見)

- 保育・教育に従事する者だけでなく、施設の職員全体に対する研修の機会確保や資質向上が記載されることに賛成。
- 研修時の代替職員の手当等、財政的支援が不可欠であり、この点と併せて検討すべき。
- 質の向上のためにも、要領に基づいた研修や評価制度が必要。
- 児童福祉法と学校教育法に依拠し、併せて子育て機能をもつ幼保連携型認定こども園において保育にあたる保育教諭には、その他の施設よりも高い水準の研修が必要。
- 研修機会が確保できる体制整備を実現するための公定価格とするべき。

【対応方針案】

- 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。
- 施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。

31

⑥ 職員会議

幼稚園	○ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。
保育所	○ 規定なし
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

(主なご意見)

- 質の向上の観点からも、職員会議は幼保連携型認定こども園では必置とすべき。

【対応方針案】

- 職員会議については、幼稚園と同様とする。

32

⑦ 運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 ◎ 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)の実施・結果公表は努力義務。実施した場合、結果の設置者への報告は義務。 ※ 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年改定)
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表は努力義務。 ※ 詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(平成21年3月) ◎ 福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業の受審が推進されている。 ※ 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価期間と評価者の質の向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討を行うこととされている。
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める。

(主な意見)

- 自己評価がより質の向上につながるよう検討すべき。
- 評価は必要としても、幼稚園では、直接契約により利用者の評価が反映される点も考慮すべき。
- 幼稚園は、保護者が選択しているという点で一定の評価を受けていることについては理解できるが、子どもの視点からの自己評価はやはり必要。
- 自己評価はもとより、関係者評価または第三者評価も進めるべき。
- 地域の子育て支援の機能についても、評価する仕組みを検討するべき。
- 自己評価と結果の公表は、子どもや親にとっての利益のみならず、園が自立するためにも行うべきであり、義務づける原案に賛成。
- 関係者評価や第三者評価は、まずは努力義務とする原案に賛成。
- 利用者が判断しやすいよう、評価基準を統一的に設けるべき。
- 第三者評価、結果の公表については義務付けとすることが望ましい。一方で、現状の第三者評価機関の数も限られる等のことから、当面の猶予期間等も考慮される。自己評価は毎年実施することとしてはどうか。

【対応方針案】

- 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。
- 関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。
- ※ 第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。

33

(参考:各評価の内容、義務付け)

	幼稚園	保育所
自己評価	【義務】 園長のリーダーシップの下、当該園の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価。	【努力義務】 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努める。
関係者評価	【努力義務】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。	—
第三者評価	—	【努力義務】 国の評価基準ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って行う都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関が行う評価。

34

⑧ 苦情解決

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 保育所と同様とする。

⑨ 家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	○ 家庭・地域との連携協力の努力義務。【教育基本法】 ※ 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。 ○ 学校運営の状況に関する情報の積極的提供の義務。【学校教育法】(主) ○ 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱)を置くことができる。
保育所	○ 地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○ 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。 ※ 保護者支援・保護者との相互理解等について、保育所保育指針に具体的な定めあり。
認定こども園 (現行)	○ 家庭と認定こども園とで通常の子ども様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。

(注) 改正認定こども園法において、同様の内容を規定している。

(主なご意見)

- 学校評議員は、質の向上の観点からも幼保連携型認定こども園では必置とすべき。

【対応方針案】

- 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。

35

⑩ 健康診断

幼稚園	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○ 健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園(現行)	○ 規定なし

〈主な意見〉

- 厳しい基準に合わせることに賛成。
- 幼稚園では年1回で支障がないことに鑑み、施設で過ごす時間の違いや0～2歳と3～5歳の違いに応じて異なる扱いとしてはどうか。
- 新制度では、健康診断に要する費用の公的支援を行うべき。
- 1歳や3歳には公的な定期健診がある。このような機会を兼ねることで負担軽減してはどうか。
- すべての子どもに対して年2回は必要ない。従来の幼稚園児は1回で十分。年齢区分もひとつの案。
- 年齢に応じて回数を設定するべきで、3歳以上は年に1回でもいい。0～2歳の頃は、食物アレルギーが始まったり、誤った育児の方法で低体重の子どもがいたり、感染症も頻繁に起こす。園医と保育者とのコミュニケーションの機会が必要であり、こまめに見ていくことが必要。子どもは継続的に診ていくからこそ異常が発見できる。
- 0～2・3歳は年2回、4・5歳は保育の必要性に関わらず年1回にするなど、年齢による区分案が経費的な面を考えると妥当ではないか。
- 1号子どもは最低年1回とし、2回以上を希望する施設は加算で措置する案はいかがか。施設が年1回で足りると判断した場合は、それを認めて頂きたい。
- 健康診断と乳幼児健診は、しっかり連携していけば質の高い健康診断になるものとする。乳幼児健診の結果を園と共有するなど、連携方法を検討するべき。

【対応方針案】

- 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。
- ※公定価格の議論において、費用負担について検討。

⑪ 感染症に係る臨時休業・出席停止

幼稚園	◎ 学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは臨時休業することができる。 ◎ 園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法)
保育所	○ 規定なし
認定こども園(現行)	◎ 規定なし

〈主な意見〉

- 感染症が発生した場合の休業等に係る判断をどうすべきか。
- インフルエンザに代表される感染症等における学級閉鎖等の問題や、災害時における閉所措置等に関しては、行政指導も含めて幼保連携型認定こども園の性格にあった固有の新しいルールが必要。

【対応方針案】

- 感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。
- 感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。

⑫ 子育て支援（認定こども園法で規定されている事項以外）

幼稚園	○ 家庭及び地域における教育の支援に努める。(学校教育法)
保育所	○ 乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法)
認定こども園 (現行)	○ 認定こども園で行う子育て支援事業の種類については、以下を規定。(認定こども園法施行規則) ① 相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援 ② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 ③ 一時預かり的な事業 ④ 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整 ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言 ○ 子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意の上、実施。 ・教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 ・子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。 ・子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。 ・教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。

(主な意見)

- 認定こども園が実施義務を負う地域の子育て支援について、質の確保の基準は設けないのか。
- 地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とした子育て支援は重要な活動。
- 保護者の意識等の向上を目的とした支援も必要ではないか。
- 現行制度で必須となっている機能ではあるが、財源の保障がないことでその役割を果たしづらい。より質の高い子育て支援を提供することで、少子化の流れを改善できると考えるため、そのためにもきちんとした財源を保障することが重要。
- 市町村事業や地域型保育、地域子育て支援機能との整合性を図りながら施設と連携して行えるような仕組みが必要。

【対応方針案】

- 具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格等の議論と合わせて検討。

38

III. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

(1) 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園)から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、I.「基本的な考え方」の質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。
 その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

(2) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

39

(設置パターン別の基準適用イメージ)

施設の設置パターン	認可基準
【新設】 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	○ 幼稚園又は保育所の高い水準を原則
【既存施設からの移行】 既存の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	○ 新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設備については、基本的には、幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例 ○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	○ 新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める経過措置 ○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ

(主な意見)

- 経過措置の期間は明確にすべき。基本的には5年が常識ではないか。ただ、運動場の必置については、5年で厳しいのであれば10年ぐらいは経過措置を設けてもいいのではないかと。
- 運動場、調理室などのハード面については、現行の特例が引き継がれるとよいと思う。
- 新設の場合の要件を踏まえながらも、移行措置については、現実に即しながら、しかし、安全を確保したうえで一定の移行の緩和が現実的ではないか。全般的に子どもたちの視点に立ち敵しくも最大限考慮されており望ましい方向性ではないか。
- 移行特例は必要だが、緩和することが質の低下をもたらすようなことにならないように整理していくことが必要。
- 移行特例は論理矛盾である。とはいえ、真に質の低下をきたさないような特例というものを、それぞれの地域において必要な範囲内で検討する、という考え方はあってしかるべき。認定こども園の数は増えてほしいと思っているので、「弾力的な取扱い」は大事。目的に合っているのであれば、それを代替するような措置は柔軟に認めていくのが良いのではないかと。
- 移行特例期間が長く残ることはダブルスタンダードになり好ましくない。期間は明確に区切るべき。
- 「高い基準」を貫くことが必要だが、移行促進の要請もあるわけだから、柔軟な姿勢をとることに反対ではない。ただし、年限を切って、移行を促進すべき。特例期限を設けないのであれば特例に反対。
- 移行特例の効果が数値で示されたことによって、移行しやすい環境が示されたと感じている。
- 幼稚園・保育所からの移行特例については、10年の移行期間に、実質的に基準を確保することについて努力義務として推進するというのであれば、原案に了解。
- 現実に、幼稚園・保育所があり、それらが移行しやすい環境を作るなどということはおかしい。特に、移行特例として仮に10年間で新基準に適合させるということであれば、移行を希望する幼稚園・保育所に対して、相応の補助やインセンティブを整えるべき。
- 幼稚園・保育所それぞれの基準に配慮しながら、移行しやすい制度の構築が望まれる。ただし、教育・保育の質の低下を招かない視点が重要。

40

Ⅳ. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点

① 建物及び附属設備の一体的設置

【参考】新設の対応方針案(P12)

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

(主な意見)

- 既存施設からの移行については、新設と同様に単一の施設あるいは隣接することを求めるべき。
- 現行法上で一体化していた子どもの生活が分断することや、新しいハードを作らずに運営を続けるための考え方を整理する必要があるのではないかと。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱い) 連携施設タイプの 幼保連携型、幼稚園型	○ 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(幼稚園・保育所の両方を廃止し、当該幼稚園・保育所の土地や施設を活用する場合も含む)
内容	建物及びその附属設備が同一の敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合は、 ①教育・保育の適切な提供 ②子どもの移動時の安全確保 を満たす必要あり。 (認定こども園設備適性基準)	以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に達して、必要な施設・設備(*)を有していること。(なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。) ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。

(注) 「移行特例の対応方針(案)」欄の赤字部分は、現行の移行特例の内容と異なる部分を示す。

41

② 職員室の設置 (Ⅱ. 2. 設備 ②保育室等の設置)

既存施設からの移行の特例に関する規制等

【参考】新設の対応方針案(P14)

- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園  <p>など</p>	移行特例なしとする。
内容	職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。 (2施設で構成されているため、双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めているもの。 <small>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について】(平成18年9月25日付 文科省幼児教育課長・厚労省保育課長通知)</small>	新たな幼保連携型認定こども園は単一の施設となり、職員室1つが必置となるため、兼用の移行特例は不要。

42

③ 園舎・保育室等の面積 (Ⅱ. 2. 設備 ④園舎・保育室等の面積)

既存施設からの移行の特例に関する規制等

【参考】新設の対応方針案(P17)

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準を満たすこと。
- 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

(園舎面積の特例)

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園  <p>など</p>	以下の要件を全て満たす「保育所」 ① これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ② 「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築※)を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。 
内容	満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合は、幼稚園設置基準の園舎面積(1学級180㎡等)の規定を適用しないことができる。 <small>(幼稚園設置基準)</small>	現行の移行特例と同様とする。 (満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。 【移行特例の影響】 ※経営実態調査の結果からの推計値 

※新築:建築物のない更地に新たに建築物を造る場合や、既存の建築物を除却した後、用途・規模・構造・間取りなど異なる建築物を造る場合

(参考)経営実態調査 保育所の幼稚園基準(園舎面積)を満たす割合は、77.4%。

43

(保育室・遊戯室の面積の特例)

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所</p> <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)
内容	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級・180㎡等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p> <p><small>〔児童福祉施設設備運営基準〕</small></p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級・180㎡等)以上である場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。</p> <p><small>〔移行特例の影響〕 ※経営実態調査の結果からの推計値</small></p> <p>約95% → 100%*</p> <p><small>※幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提</small></p>

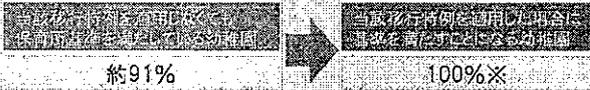
(参考)経営実態調査 幼稚園の保育所基準(園児1人当たりの居室面積)を満たす割合は、95.3%。

④ 保育室等の設置階 (Ⅱ. 2. 設備 ③園舎の階数、保育室等の設置階)

〔参考〕新設の対応方針案(P16)

- 保育室等の設置階(※1)については、
 - 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待遊設備等(階段、待遊上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - 満3歳未満の子どものに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待遊設備等(階段、待遊上有効なバルコニー、転落防止設備等(※2))を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則(※3)不可。)
- ※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。(従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。)
- ※2 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。
- ※3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件(P21⑤)～3運動場の設置・面積(屋上の取扱い)参照)①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>○ 「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p> <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「保育所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)
内容	<p>〔保育室等の2階設置〕 保育室等(保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が耐火建築物であっても、保育所基準(待遊上必要な設備)を満たしていれば、設置可。</p> <p>〔保育室等の3階以上の設置〕 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待遊設備の設置等)を満たしていれば、設置可。</p> <p><small>〔幼稚園設置基準〕</small></p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>〔保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が耐火建築物であっても、保育所基準(待遊上必要な設備)を満たしていれば、設置可。〕</p> <p><small>〔移行特例の影響〕 ※経営実態調査の結果からの推計値</small></p> <p>約95% → 100%*</p> <p><small>※保育所が保育所基準を満たしていることが前提</small></p> <p>〔保育室等の3階以上の設置〕 新設基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p> <p>以下の要件を全て満たす場合、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置可。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待遊上必要な設備)を満たしていること。 ② 子どもが室内と戸外(園庭)の環境を替わって自ら多様な遊びが展開できるように、子ども自身の意志で園庭と行き来しやすい環境作りに配慮し、環境を通じた教育・保育の適切な提供ができること認められる場合。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象		以下の要件を全て満たす「幼稚園」 ○ これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)
内容		 保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を満たしていれば可。(※ 建築基準法、消防法等で定められている施設を想定) 【現行の幼稚園基準と同内容の移行特例を新設】 【移行特例の影響】※経営実態調査の結果からの推計値  約91% → 100%※ <small>※幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提</small>

(参考) 経営実態調査

保育所のうち、2階に保育室等を設置する施設は約52%。うち、耐火に係る幼稚園基準を満たす施設は約90%
 保育所のうち、3階以上に保育室等を設置する施設は約5%
 幼稚園のうち、2階に保育室等を設置する施設は約59%。うち、階段や待避設備等に係る保育所基準を満たす施設は、約85%

(参考) 各階に保育室等を置く際の耐火・防火の条件【再掲】

	幼稚園	保育所
3階以上	保育室	保育室
2階	保育室	保育室
1階	保育室	保育室
	- (認められていない) ✓ 耐火建築物 ✓ 待避上必要な施設(建築基準法、消防法等で定められている施設等)	✓ 耐火建築物(建築基準法) ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備、不燃仕上げ、非常通報設備、調理室の防火等) ✓ 耐火建築物 or 準耐火建築物 ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備等)
	要件なし	要件なし

46

⑤ 運動場等の設置・面積 (Ⅱ. 2. 設備 ⑤-1 運動場等の設置面積)

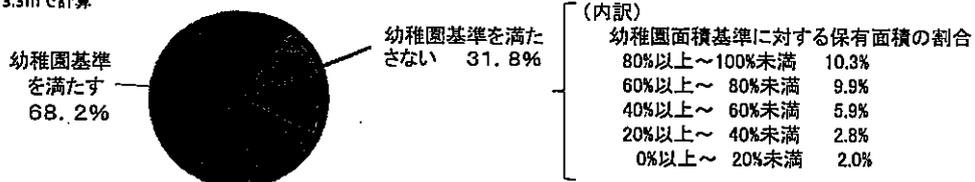
【参考】新設の対応方針案(P19)

- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・ 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・ 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園  など	以下の要件を全て満たす「保育所」 ○ これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「保育所」を廃止し、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3m ²)以上である場合には、幼稚園基準の運動場面積(1学級: 330m ² 等)に関する規定を適用しないことができる。 (幼稚園設置基準)	現行の移行特例と同様とする。 (満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3m ²)以上である場合には、幼稚園基準(1学級: 330m ² 等)を満たさなくてもよい。) 【移行特例の影響】※経営実態調査の結果からの推計値  約68% → 約89%※ <small>※ 面積算入を、同一敷地内又は隣接地に限った場合</small>

(参考) 経営実態調査

保育所の屋外遊戯場のうち、同一敷地内又は隣接地に限定した部分についての幼稚園基準(学級数に応じた面積)の適合状況
 ※ 2歳児は1人当たり3.3m²で計算

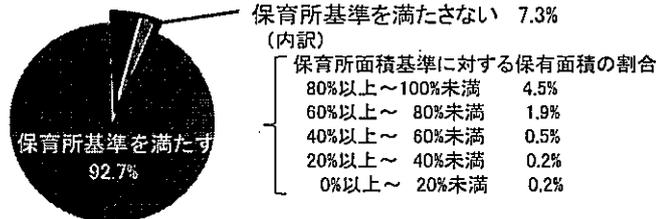


47

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所  など	以下の要件を全て満たす「幼稚園」 ○ これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園基準の運動場面積(1学級:330㎡等)と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。 【児童福祉施設設備運営基準】	現行の移行特例と同様とする。 〔園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330㎡等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。〕 【移行特例の影響】※経営実態調査の結果からの推計値  ※幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提

(参考)経営実態調査

幼稚園における保育所基準(園児数に応じた面積)の適合状況



⑥ 運動場等の設置・面積(代替地の取扱い) (Ⅱ. 2. 設備 ⑤-2 運動場等の設置面積)

【参考】新設の対応方針案(P20)
 教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。
 ※ 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

(主な意見)

- 代替でもやむを得ないが、今後はやはり同一敷地内又は隣接地という方向を出して頂く必要がある。
- 保育所では、一定の条件のもと、代替地も屋上利用も認められていることから、あまりに高い基準にすると移行が不可能な園が多々出てくるのではないかと。
- 既存施設が移行する場合でも、園舎と同一の敷地内又は隣接することが原則。
- 日常的に自主的に動ける環境が必要なので、同一敷地内という環境を重視してほしい。
- 近隣の公園では、子どもが自主的に自ら遊んでいくことができるという環境を作っていくことは難しい。どうしても代替地を取り扱っていくならば、行政の支援を受け、例えば午前中はその園の子どもたちが遊べるような条件を確保するなど、地域の人の話し合いも含めた協力がなければ、単に公園を利用するというだけでは子どもが遠慮して遊べない。
- 園庭や屋上を面積算入をさせないとすると、本当に数を増やせるのだからかと疑問。質も本当に大切だが、この仕組みを大きく広げていくという観点も必要。
- 設置促進を今後考えるならば、地域の実情に応じて、一定程度の弾力的対応も当然の間は必要。ただしその場合の特例要件には、現行保育所の各4要件に加え、教育・保育課程、年間指導計画に基づく教育・保育実現のために年間を通して計画的な使用が可能であることを要件とすべきではないか。
- 移行特例の効果として100%になるわけではないが、移行特例によって一定の効果があることは確認できた。さらに精緻化を図ることを期待。
- 3歳以上の学校教育について必要な面積の確保という部分をしっかりと押さえて頂きたい。
- 2歳児部分の面積算入を認めることは、当面10年の措置であることを明確にすべき。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型、保育所型、地方裁量型	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 ○ これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○ 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場について、 ①子どもが安全に利用できる場所 ②利用時間を日常的に確保できる場所 ③教育及び保育の適切な提供が可能な場所 ④保育所基準による屋外遊戯場面積を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。 【認定こども園設備運営基準】	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 (年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで持てるものではない) ①子どもの安全な移動手段が確保されていること ②子どもが安全に利用できる場所 ③利用時間を日常的に確保できる場所 ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所 【移行特例の影響】※経営実態調査の結果からの推計値  ※面積算入を同一敷地内又は隣接地に限った場合

⑦ 運動場等の設置・面積(屋上の取扱い) (Ⅱ. 2. 設備 ⑤-2 運動場等の設置面積)

【参考】新設の対応方針案(P21)
 教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は原則※不可とする。
 ※ ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。
 ① 耐火建築物であること。
 ② 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
 ③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。
 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。
 ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。
 ⑥ 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。
 ※ 園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。

- (主な意見)
- 園庭や屋上を面積算入をさせないとすると、本当に数を増やせるのだろうかとの疑問。質も本当に大切だが、この仕組みを大きく広げていくという観点も必要。【再掲】
 - 屋上園庭の中でも、例えば、保育室と出入り自由であり、畑や砂場、手洗い設備等も備えるような場合、教育的観点である「子どもが自ら主体的に自由に利用できる身近な環境の実現」が担保されていると考える。このようなケースは園庭として認めるべき。【再掲】

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型認定こども園を構成する「幼稚園」	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 ① これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ② 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場について、以下の要件に該当する場合には、屋上を含む取扱いとして差し支えない。 ① 耐火建築物であること。 ② 保育所保育指針に示された保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。(年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで結ぶものではない。) ① 耐火建築物であること。 ② 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。 ※ なお、新設基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積の算入を認めている。 【移行特例の影響】 ※ 経営実態調査の結果からの推計値